

令和4年第3回美幌町議会定例会会議録

令和4年3月 2日 開会
令和4年3月17日 閉会

令和4年 3月7日 第4号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 議案第 16 号～議案第 29 号

○出席議員

1 番 戸 澤 義 典 君	2 番 藤 原 公 一 君
3 番 大 江 道 男 君	4 番 高 橋 秀 明 君
5 番 木 村 利 昭 君	6 番 伊 藤 伸 司 君
7 番 坂 田 美 栄 子 君	副議長 8 番 岡 本 美 代 子 君
9 番 稲 垣 淳 一 君	10 番 古 舘 繁 夫 君
11 番 上 杉 晃 央 君	12 番 松 浦 和 浩 君
13 番 馬 場 博 美 君	議長 14 番 大 原 昇 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司 君 教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩 君
教 育

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長 高 崎 利 明 君	総 務 部 長 小 室 保 男 君
町 民 生 活 部 長 後 藤 秀 人 君	福 祉 部 長 河 端 勲 君
経 済 部 長 石 澤 憲 君	建 設 部 長 那 須 清 二 君
病 院 事 務 長 但 馬 憲 司 君	事 務 連 絡 室 長 志 賀 寿 君
会 計 管 理 者 西 俊 男 君	総 務 課 長 関 弘 法 君
危 機 対 策 課 長 弓 山 俊 君	政 策 課 長 斉 藤 浩 司 君
財 務 課 長 吉 田 善 一 君	町 民 活 動 課 長 佐 々 木 斉 君
戸 籍 保 険 課 長 立 花 良 行 君	税 務 課 長 菅 敏 郎 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	保 健 福 祉 課 長 中 尾 亘 君
社 会 福 祉 課 長 片 平 英 樹 君	み ら い 農 業 課 長 午 来 博 君
農 林 政 策 課 長 田 中 三 智 雄 君	建 設 課 長 御 田 順 司 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 下 水 道 課 長 石 山 隆 信 君
商 工 観 光 課 長 影 山 俊 幸 君	地 域 医 療 連 携 課 長 高 山 吉 春 君
環 境 管 理 課 長 鶴 田 雅 規 君	教 育 部 長 遠 藤 明 君
病 院 総 務 課 長 以 頭 隆 志 君	学 校 給 食 課 長 佐 々 木 鑑 仁 君
事 務 連 絡 室 次 長 横 山 聖 二 君	ス ポ ー ツ 振 興 課 長 浅 野 謙 司 君
学 校 教 育 課 長 多 田 敏 明 君	監 査 委 員 事 務 局 長 遠 國 求 君
社 会 教 育 課 長 松 尾 ま ゆ み 君	
博 物 館 課 長 鬼 丸 和 幸 君	

監査委員事務局次長 小室 秀隆 君

○議会事務局出席者

事務局 長	遠 國	求 君	次	長 小室 秀隆 君
議事 係 長	高 田	秀 昭 君	庶務 係 長	村 田 剛 君
議事 係	新 田	麻 美 君		

午前10時00分 開会

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから令和4年第3回美幌町議会定例会第6日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番高橋秀明さん、5番木村利昭さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、高木監査委員、所用のため本日欠席の旨、届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第16号から
議案第29号まで

○議長（大原 昇君） 日程第2 議案第16号オホーツク町村公平委員会規約の変更についてから議案第29号令和4年度美幌町病院事業会計予算についてまでの14

件を議題といたします。

順次、提案者から説明を求めます。

説明に当たっては、簡潔に要点を得た説明を願います。また、説明者は着席のままでの説明を許します。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） それでは、新年度関連議案につきまして御説明を申し上げます。

なお、ただいま議長よりお許しをいただきましたので、議案第16号以降の説明につきましては、恐れ入りますが、着座にて御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案書の174ページになります。

議案第16号オホーツク町村公平委員会規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第252条の7第2項及び第3項の規定により、オホーツク町村公平委員会規約を次のとおり変更することについて議会の議決を求める。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の12ページをお開き願います。

資料6、議案第16号関係。

オホーツク町村公平委員会規約の変更について。

改正目的でございますが、オホーツク町村公平委員会に係る構成団体の経費負担につきまして、特定の事務に要する臨時的経費に対する取扱いを新たに整備することに伴い、規約を変更するものでございます。

変更内容でございますが、公平委員会の設置及び運営に要する経費のうち、委員報酬や事務補助職員の一般事務費など経常経費については、町村等の職員数に比例して関係町村が分担するほか、公平審査の経費など臨時的な経費につきましては、当該町村等の負担とする旨、新たに定めるものであります。

根拠法令等は、地方自治法第252条の

7 第 2 項及び第 3 項。

施行日は、令和 4 年 4 月 1 日でございます。

以上、議案第 16 号について御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 議案の 175 ページをお開き願います。

議案第 17 号美幌みどりの村条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌みどりの村条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の 14 ページをお開き願います。

資料 7、議案第 17 号関係であります。

改正目的は 3 点であり、1 点目はみどりの村内に設置している休憩施設すずらんについて、新たな用途に活用することとなったため、所要の改正を行うものであります。

2 点目は、農業実習施設グリーンビレッジについて、月曜日を休村日と定めているところですが、利用者のニーズに対応し、これまでも月曜日について開村してきていることから、今回の改正に合わせ、所要の改正を行うものであります。

3 点目は、森林公園キャンプ場について、利用者拡大を図るため、休村日の改正を行い、利用期間の延長を行おうとするものであります。

改正内容であります。具体的に、1 として、第 2 条、第 3 条、別表から休憩施設の規定を削除するものであります。2 として、第 3 条第 2 号アの（ア）と（イ）を削除。3 として、第 3 条第 2 号イの森林公園休村日を改正し、利用期間の延長を行おうとするものであります。

施行日は、令和 4 年 4 月 1 日であります。

なお、参考資料の 15、16 ページに改正に係る新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 議案書の 176 ページになります。

議案第 18 号美幌町奨学金条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町奨学金条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の 17 ページをお開き願います。

資料 8、議案第 18 号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。奨学金の利用促進を図り、さらなる教育環境を整えることを目的に、奨学金の貸付け上限額の引上げと償還期間の延長を行うものであります。

改正内容は 2 点ございます。

1 点目は、奨学金の貸付け上限額の改正であります。

まず、高等学校生徒は、現行の月 9,000 円以内から月 2 万円以内に、次に、高等専門学生、専修学校生及び大学生は、現行の月 2 万 5,000 円以内から月 4 万 5,000 円以内にそれぞれ改正するものであります。

2 点目は、奨学金の償還期間の改正であります。

先ほど御説明いたしました貸付け上限額の引上げに伴いまして、返済負担の軽減を図るため行うものであり、現行の 10 年以内から 15 年以内に改正するものであります。

新旧対照表につきましては、18 ページを御参照願います。

施行日は、令和 4 年 4 月 1 日であります。

す。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 議案177ページをお開き願います。

議案第19号指定管理者の指定についてを御説明申し上げます。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の19ページをお開き願います。

資料9、議案第19号関係であります。

主立ったところについてのみ御説明をさせていただきます。

施設の名称は、美幌峠レストハウス展望休憩室。

指定管理者は、美幌町字仲町1丁目44番地、美幌商工会議所会頭後藤哲也でございます。

選定の理由は、美幌峠レストハウスは、町と商工会議所の共有建物であり、町が所有しております2階の展望休憩室部分について指定管理を行うもので、今までの指定管理の実績と建物の共有者であり、一体的管理運営が合理的に行えることから、美幌商工会議所を選定したものであります。

指定期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間です。

続きまして、議案の178ページにお戻り願います。

議案第20号指定管理者の指定について、美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明申し上げますので、参考資料の20ページをお開き願います。

資料10、議案第20号関係であります。

主立ったところについてのみ御説明をさせていただきます。

施設の名称は、美幌ターミナル物産センター。

指定管理者は、美幌町字新町3丁目97番地の2、美幌観光物産協会会長宮田博行でございます。

選定の理由は、今までの指定管理実績と、同施設で運営を行っております観光物産センター・交通ターミナルや林業館、木育ひろば、愛称きてらすとの一元管理による効率的な管理運営を図ることができるため、美幌観光物産協会を選定したものであります。

指定期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間です。

引き続きまして、議案の179ページにお戻り願います。

議案第21号指定管理者の指定について。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の21ページをお開き願います。

資料11、議案第21号関係であります。

主立ったところについてのみ御説明をさせていただきます。

施設の名称は、美幌みどりの村。

指定管理者は、美幌町字美禽258番地の2、一般財団法人みどりの村振興公社理事長高崎利明でございます。

選定の理由は、みどりの村振興公社は、各施設の特徴を生かした事業を図り、地域に根差した事業を積極的に進めており、また、過去の指定管理実績を考慮して選定したものであります。

指定期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間であります。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の180ページになります。

議案第22号令和4年度美幌町一般会計予算について御説明を申し上げます。

別冊にて配付してございます令和4年度各会計予算書を御覧いただきたいと思いません。

各会計予算書の5ページをお開き願います。

令和4年度美幌町一般会計予算。

令和4年度美幌町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ116億5,415万2,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為により御説明申し上げます。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債により御説明を申し上げます。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、25億円と定めるものでございます。

それでは、債務負担行為から御説明いたしますので、予算書の111ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為でございます。

記載の公営住宅等借上料につきましては、平成14年度から借り上げている公営住宅2棟について、借り上げの期間が令和4年度中に満了するため、引き続き公営住宅として借り上げるものでございます。

期間は令和4年度から令和14年度まで、限度額は1億3,471万7,000円であります。

次に、地方債について御説明いたしますので、12ページをお開き願います。

第3表、地方債でございます。

1段目の緊急防災・減災事業は、役場庁舎北側に整備する庁舎防災資機材備蓄倉庫の建設に係る財源を地方債に求めるもので、限度額は5,580万円であります。

起債の種類は緊急防災・減災事業債、充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。

2段目の多目的バス購入事業は、平成2年に購入した多目的バスの更新に係る財源を地方債に求めるもので、限度額は2,330万円あります。

起債の種類は過疎対策事業債ハードで、充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。

次の地域総合整備資金貸付事業は、小規模多機能型居宅介護施設を整備する事業者に対し、長期の無利子資金、ふるさと融資を貸し付けするため、その財源を地方債に求めるもので、限度額は4,700万円あります。

起債の種類は地域総合整備資金貸付事業で、充当率は100%、利子償還金の75%が特別交付税で措置されます。

次の医療従事者就業支援等補助事業は、医療従事者を確保するため、一定の要件を満たす方に住宅準備及び就業支援に係る補助金を交付する事業で、その財源を地方債に求めるものであります。

限度額は900万円、起債の種類は過疎対策事業債ソフトで、充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税で措置さ

れます。

次の水道施設等耐震化事業は、国の交付金を活用し、水道事業会計において日並浄水場の耐震補強工事、基幹管路の送水管更新工事などを行うもので、補助残の4分の1を一般会計からの出資金で措置いたします。

限度額は3,630万円、起債の種類は一般会計出資債、充当率100%、元利償還金の50%が普通交付税で措置されます。

次の第Ⅲ期埋立処分場施設整備事業は、埋立て処分場に搬入される埋立てごみの減容化を図るため、新たに自走式2軸破砕機と油圧ショベルを導入するもので、その財源を地方債に求めます。

限度額は8,160万円、起債の種類は過疎対策事業債ハードで申請を予定しております。

次の農業生産基盤整備事業は、豊高第2地区、田中第2地区及び中央美和地区における道営土地改良事業の地元負担分の財源を地方債に求めるもので、限度額は3,380万円であります。

起債の種類は、過疎対策事業債ソフトの申請を予定しております。

次の団体営土地改良事業は、基幹水利施設管理経費における地元負担分の財源を地方債に求めるもので、限度額は1,240万円であります。

起債の種類は、過疎対策事業債ハードの申請を予定しております。

次の木質ペレットストーブ購入促進事業は、40万円を上限に購入費用の3分の2を補助するもので、その財源を地方債に求めます。

限度額は200万円、起債の種類は過疎対策事業債ソフトの申請を予定しております。

このページの一番下になります。

町道整備事業につきましては、国庫補助事業の補助残と町単独で実施する町道2路線の道路・歩道整備につきまして、その財

源を地方債に求めるもので、限度額は1億1,830万円であります。

起債の種類は、過疎対策事業債ハードの申請を予定しております。

次に、13ページになります。

1段目の除雪グレーダー整備事業は、平成18年に購入した除雪グレーダーの更新に係る財源を地方債に求めるもので、限度額は2,700万円であります。

起債の種類は辺地対策事業債、充当率は100%、元利償還金の80%が普通交付税で措置されます。

2段目の手押し式除雪ロータリー整備事業は、昭和61年に購入した手押し式除雪ロータリーの更新に係る財源を地方債に求めるもので、限度額は330万円であります。

起債の種類は、過疎対策事業債ハードの申請を予定しております。

次の緊急浚渫推進事業は、河川の氾濫被害を未然に防ぐため、河川の浚渫と河道の伐木工事を行うもので、その財源を地方債に求めます。

限度額は6,740万円、起債の種類は緊急浚渫推進事業債、充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。

次の住宅リフォーム促進補助事業は、50万円以上の住宅リフォーム工事を対象に費用の20%を補助するもので、新年度は90件の申請を見込んでいます。

限度額は3,260万円、起債の種類は過疎対策事業債ソフトの申請を予定しております。

最後に、臨時財政対策債、限度額は2億2,084万7,000円になります。

臨時財政対策債は、地方交付税の不足分の一部を地方債へ振り替える制度で、充当率は100%、元利償還金の全額が普通交付税で措置されます。

以上のとおり、令和4年度に借入れする地方債の総額は7億7,064万7,000

円を見込んでございます。

それでは、歳出から御説明をいたしますので、予算書の78、79ページをお開き願います。

3、歳出になります。

1款議会費、1項、1目議会費、予算額は7,958万2,000円であります。

こちらにつきましては、議会議員の活動と議会事務局の運営に係る経費について予算計上しております。

次に、80、81ページをお開き願います。

2款総務費、予算額は8億9,831万3,000円であります。

1項、1目一般管理費、中段の2、人事管理事務、8行目の業務等委託料、人事給与システムプログラム改修委託料451万円につきましては、地方公務員等共済組合法の改正に伴う給与システムの改修経費になります。

次の82、83ページにつきましては、前年度から大きな変更はございません。

84、85ページになります。

このページも前年度とほぼ同様の予算計上でございます。

下段の4目財産管理費につきましては、次の86、87ページをお開き願います。

中段から下になります。

3、町有財産管理事業の中の実施設計等委託料、旧ゆうあいセンター解体除却工事実施設計委託料833万8,000円は、新町1丁目の旧ゆうあいセンターの解体除去に向けた実施設計を行う予算になります。

次に、工事請負費、旧古梅小教員住宅解体除却工事455万4,000円につきましては、旧古梅小の教員住宅2棟を解体除却するための予算措置になります。

その下の車両919万3,000円につきましては、公用車3台の更新費用になりますが、そのうちの1台につきましては、脱炭素社会の実現に向け、電気自動車を購入するものでございます。

続いて、88、89ページになります。

5目企画費、1、政策推進事業につきましては、ふるさと寄附金や移住促進に係る経費、空き家対策事業費など、2億8,067万2,000円を計上してございます。

主な経費といたしまして、中ほどの業務等委託料の2行目、ふるさと寄附金プロモーション業務委託料につきましては、ふるさと寄附金の獲得に向けた返礼品の企画講座の開催、特産品を活用したレシピの開発、美幌峠レストハウスの特設コーナー開設経費といたしまして265万4,000円を計上してございます。

その4行下になりますが、ふるさと寄附金募集受付業務委託料につきましては、ポータルサイトを運営する業者6社に対し、ふるさと寄附金の受付や返礼品の発注業務を委託するための経費で、7,959万5,000円を計上してございます。

なお、令和4年度のふるさと寄附金の総額は1億5,000万円を見込んでございます。

8行下になります。

移住相談等環境構築業務委託料1億47万1,000円につきましては、みどりの村休憩施設を改修し、テレワーク機能を兼ね備えた移住相談の拠点施設を整備するための予算計上になります。

地方への移住の関心が高まっていることから、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金や地方創生臨時交付金などを活用し、移住相談の環境を整えるとともに、本町と関わりのある企業に対し、サテライトオフィスとしての活用を呼びかけるなど、交流人口や関係人口の創出を図ってまいります。

施設の改修に係る設計や整備に加え、完成後の運営を一括で委託し、プロポーザルにより事業者を決定するほか、運営におきましては、地域おこし協力隊を活用する予定であります。

次に、90、91ページになります。

上段から2行目の補助金のうち、空家等除却事業補助金につきましては、令和3年度に創設した事業の継続になります。

事業内容であります。空き家の除却に対しては、補助率2分の1、50万円を上限に、住宅を新築する際の空き家の除却には、補助率5分の4、100万円を上限に、それぞれ補助金を交付するもので、新年度は合わせて8棟分の申請を見込み、500万円を計上してございます。

次の空家利活用事業補助金は、新規事業になります。

令和2年度に整備した民間移住体験住宅の仕組みをベースとして、国の空き家対策総合支援事業補助金を活用し、新たに移住体験住宅を整備いたします。

補助率は3分の2、上限は500万円で、2棟分の1,000万円を計上しております。

続いて、6目辺地対策費。

1、生活バス路線等維持事業。

このうち下段の業務等委託料の1行目、多目的バス運行委託料1,092万2,000円のうち、内数になりますが、202万1,000円につきましては、峠の湯びほろなど郊外の公共施設と市街地とを結ぶ移動送迎サービス運行経費を計上してございます。

次に、92、93ページをお開き願います。

一番上になります。

デマンドバス運行実証実験業務委託料548万7,000円であります。

こちらは、公共交通の空白地域の解消と移動時間の短縮を図るため、乗車申込み型のデマンドバスを実証運行するための経費になります。

運行の時間帯は午前10時から午後3時、運賃は1回当たり300円となります。

次に、2行目の石北本線利用促進業務委託料31万円につきましては、石北本線の

特急乗車券の購入者を対象に、1人3,000円、100人分を助成するもので、販売する美幌観光物産協会に業務を委託いたします。

次の車両2,332万円につきましては、多目的バス1台の更新費用になります。

次に、補助金の2行目、公共交通運転手育成支援金30万円になりますが、こちらの予算計上は、運転手不足の解消を図るため、大型二種免許取得費につきまして15万円を上限に助成し、2名分を予算計上してございます。

次に、7目の交通安全費、1、交通安全対策推進事業、3行目になります。高齢者等運転免許自主返納等報償384万円につきましては、運転免許証等を自主返納される方に公共交通利用券を交付するもので、1人2万円を新年度から2万4,000円に引き上げ、160名分を予算計上してございます。

次に、下段になります。

8目住民活動推進費、1、住民活動推進事業の4行目、修繕料404万4,000円につきましては、三橋南の集会室の屋根塗装などの修繕経費になります。

次に、予算書の94、95ページになります。

上から10行目、庁用備品229万1,000円ですが、こちらは、集会室のストープ、テーブル、椅子の更新費用になります。

その下の負担金、2行目になります。手作り出店実行委員会負担金380万円ですが、例年負担金として180万円を計上しておりますが、令和4年度は第30回の記念事業となりますので、100万円を加算いたします。あわせて、コロナ禍で中止となった2年間のにぎわいを取り戻すために100万円を加算、合わせて200万円を加算し、380万円を予算計上してございます。

次に、補助金の一番下、びほろの活力共

創事業補助金390万円ではありますが、こちらの補助金につきましては、町民団体が企画実施する事業に対して補助金を交付し、活力ある地域づくりを推進するための予算計上で、継続事業分として5件、新規事業分として4件をそれぞれ見込んでございます。

次に、96、97ページをお開き願います。

10目の電算管理費、1、電算システム事業、5行目の業務等委託料のうち、7行目の電算システム整備委託料346万5,000円につきましては、インターネットエクスプローラーのサポートが令和4年6月で終了するため、庁舎で使用しているウィンドウズOS端末を更新し、最新のブラウザへ移行するための改修費用になります。

その下のデジタルトランスフォーメーション対策業務委託料1,921万8,000円につきましては、人が行っている定型的なパソコンでの作業を自動化するアプリケーションソフト、RPA導入費用になります。人の作業を最小限に抑え、業務の効率化を図るもので、税務課における課税基礎データの入力や各種アンケートの入力など、作業手順がルール化されている業務を自動処理化しようとするものでございます。

次に、下段の11目諸費、1、防災対策事業、5行目の消耗品費493万7,000円につきましては、避難所におけるコロナ対策として、パーティションテント76台、段ボールベッド90台などの購入費用になります。

続いて、98、99ページになります。

上から11行目、工事請負費、庁舎防災資機材備蓄倉庫建設工事及び庁舎防災資機材備蓄倉庫外構工事につきましては、後ほど副町長から工事概要について御説明をいたします。

その二つ下になります。

機械器具390万8,000円につきまし

ては、避難所のコロナ対策といたしまして、ジョイントスクリーン83台を購入するものでございます。

中段の2、駐屯地強化充実推進事業の中、の負担金の1行目、陸上自衛隊美幌駐屯部隊充実整備期成会負担金380万円につきましては、美幌に駐屯する第6普通科連隊が即応機動連隊へ改編されることから、側面からの協力支援と部隊の充実強化を図るための予算計上になります。

次に、100ページ、101ページをお開き願います。

2項、1目税務徴税费、1、町税等課税事務の業務等委託料の2行目になります。

標準宅地鑑定評価委託料844万円につきましては、次期評価替えと令和5年度の時点修正に係る不動産鑑定評価を行うための予算措置になります。

中段から下、2の町税等収納事務のうち、業務等委託料、6行目の地方税共通納税システムプログラム改修委託料453万8,000円につきましては、現在、法人税や住民税の電子納税が可能になっておりますが、令和5年4月以降、固定資産税と軽自動車税につきましても対象税目に加算されることから、システムの改修を行おうとするものであります。

次に、102、103ページになります。

3項の1目戸籍住民基本台帳費、1、戸籍住民基本台帳事務、業務等委託料の4行目になります。

戸籍法改正対応システム改修委託料1,007万2,000円につきましては、戸籍情報とマイナンバー制度を連携させるためのシステム改修になります。

次に、4項選挙費、下段の2目参議院議員選挙費1,473万1,000円につきましては、7月28日に任期満了を迎える参議院議員の選挙に要する経費を計上してございます。

次に、104、105ページになりま

す。

中段の3目知事及び道議会議員選挙費1,024万9,000円につきましては、令和5年4月22日に任期満了となる北海道知事、4月29日に任期満了となる北海道議会議員の選挙に要する経費を計上してございます。

次に、下段になります。

4目町長及び町議会議員選挙費229万4,000円につきましては、令和5年4月30日に任期満了を迎える美幌町長及び美幌町議会議員の選挙に要する経費になります。

続いて、106、107ページをお開き願います。

中段の6項、1目監査委員費、1、監査事務199万8,000円は、監査委員の活動に要する経費を計上してございます。

続いて、108、109ページになります。

3款民生費です。

予算額は27億1,413万9,000円、前年度から1億2,700万円余りの増額となります。

1項、1目社会福祉総務費、この中の下段になります。

4、傷病見舞金給付事業、負担金、傷病見舞金30万円につきましては、国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入されている被保険者が新型コロナに感染し事業を営むことができない場合に見舞金を支給するための予算計上になります。

一番下の2目社会福祉施設費、1、コミュニティセンター維持管理事業につきましては、次のページをお開き願います。

上から3行目になります。

修繕料342万1,000円ですが、こちらの修繕料につきましては、主に照明器具のLED化とWi-Fi環境を整えるための費用になります。

次に、工事請負費、コミュニティセンタートイレ洋式化改修工事770万3,000

円につきましては、感染対策として、トイレの洋式化への改修、自動水栓蛇口の設置、間仕切りの改修を行うための工事費になります。

次に、3目の高齢者福祉費、1、高齢者福祉推進事業、業務等委託料、一番下の高齢者保健福祉計画アンケート調査委託料72万7,000円につきましては、第9期計画の策定に向けたアンケート調査に関わる経費になります。

続いて、112、113ページをお開き願います。

一番上の補助金の1行目、介護従事者資格取得支援事業補助金105万円につきましては、初任者研修として5名分を、実務者研修として5名分を、それぞれ資格取得に関わる実費を補助するものでございます。

3行目の介護従事者確保対策事業補助金120万円につきましては、町内の介護保険施設に従事するため、介護福祉士、介護支援専門員が住宅を準備する際の費用につきまして、20万円を上限に補助するものであります。

続いて、中段の3、高齢者生きがい対策事業、各種行事等報償273万4,000円ではありますが、こちらは、75歳以上の高齢者に対して、御長寿をお祝いし、500円分の菓子引換券を配付するほか、喜寿、米寿などの節目を迎える皆様に記念品をお渡しするための経費になります。

次に、114、115ページになります。

中段の9、介護老人福祉施設支援事業補助金、緑の苑多床室個室化運営費補助金235万2,000円と、その下の緑の苑多床室個室化利用者補助金242万円につきましては、移転改築から10年を経過する緑の苑につきまして、本年4月から、一部居室に対して設けておりました多床室が個室へ変更されることになっておりますが、町内の方の入所を優先する地域密着型の個室

として運営いただくよう、事業者の経営安定と利用者の負担軽減を目的に補助金を交付するものであります。

次の10、小規模多機能型居宅介護施設等整備事業補助金、介護サービス提供基盤等整備事業費補助金4,729万3,000円につきましては、令和4年度に町内西1条南2丁目に建設される小規模多機能型居宅介護施設に係る国庫補助金になります。

通所、訪問、宿泊の居宅系サービスを提供する施設でありまして、令和5年度の開設を予定しております。

次の貸付金4,700万円につきましては、民間投資を支援するための自治体による無利子資金となります。

下段の5目障害福祉費につきましては、次の116、117ページをお開き願います。

2、障害福祉給付事業の扶助費の1行目、温泉入浴料助成311万9,000円ですが、こちらは障がい者の健康増進を図るため、峠の湯びほろの入浴料の半額を助成いたします。事前に町へ申請をいただき、対象者には助成券を交付いたしますので、その助成券を峠の湯受付カウンターにおいて提示をいただく予定でございます。

次に、3、障害者自立支援事業、業務等委託料の2行目、地域生活支援事業業務委託料4,970万9,000円ですが、移動支援・日中一時支援事業の増加、医療的ケア支援事業の拡充など、前年度から約1,000万円の増額計上となっております。

次に、118、119ページになります。

中段から下の2項、1目児童福祉総務費、1、児童福祉事務につきましては、次の120、121ページをお開き願います。

5行目の補助金、この中の幼稚園等給食費補助金1,576万8,000円につきま

しては、幼稚園等を利用する3歳から5歳児を対象に給食費を無償にするための補助金で、継続事業になります。

次に、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金607万7,000円につきましては、町内の認定こども園に従事する保育士の給与を引き上げるための措置で、全額が国庫補助金として交付されます。対象施設は、藤幼稚園と大谷幼稚園でございます。

その下の認可外保育所保育士処遇改善事業補助金291万6,000円は、認可外保育所が国庫補助の対象外となることから、町が独自に補助金を交付するもので、保育士の賃金月額を9,000円引き上げるための経費を予算措置してございます。対象施設は、ひまわり保育園と美幌療育病院どんぐり保育園であります。

次に、2、子ども発達支援センター運営事業の中の工事請負費、空調設備整備工事287万9,000円につきましては、熱中症対策として遊戯室にエアコンを設置するなど、療育環境の改善に取り組むための費用になります。

続いて、122、123ページになります。

3、学童保育所運営事業のうち、庁用備品の44万9,000円と、次の4、子育て支援センター運営事業の庁用備品、同じく44万9,000円につきましては、いずれも熱中症対策として、冷風機、スポットクーラーを購入するための費用になります。

次に、下段の2目保育園費、1、美幌保育園管理運営事業は、次のページをお開き願います。

庁用備品の30万円と、次の2、東陽保育園管理運営事業の庁用備品22万5,000円につきましても、熱中症対策といたしまして、冷風機、スポットクーラーを購入するための予算計上になります。

下段の3目児童措置費、1、児童手当支給事業、扶助費、児童手当1億8,049万5,000円につきましては、中学生以下の児

童を対象に支給する児童手当で、月平均1,384名分を計上してございます。

次の126、127ページ、へき地保育所費につきましては、本年3月をもって上美幌保育所を休所いたしますので、廃目となります。

続いて、128、129ページになります。

4款衛生費、予算額は12億7,580万4,000円、前年度から1億2,100万円余りの増額となります。

1項、1目保健衛生総務費、1、保健衛生推進事業、中段の補助金、医療従事者就業支援金900万円ではありますが、看護師などの医療従事者が町内の医療機関等に就職した際の支援金で、就業からの3年間、毎年度25万円を給付するほか、住宅準備支援金といたしまして20万円を給付いたします。

次に、130、131ページになります。

上段の4、広域事務組合負担事業負担金、美幌・津別広域事務組合負担金につきましては、後ほど予算参考資料により、副町長から御説明をいたします。

続いて、2目の予防費、1、感染等予防対策事業582万7,000円のうち、221万円につきましては、美幌医師会が町内に開設しておりますPCR検査センターの運営経費になります。

中段の補助金の2行目、新型コロナウイルス感染症検査費用支援金200万円ではありますが、こちらの計上は、町内の介護事業所、障がい福祉事業所の職員や入所者に対し、感染の拡大を防ぐため、検査費用を1人1万円を上限に助成するもので、200名分を予算措置しております。

次に、2、予防接種事業1億1,961万9,000円のうち、内数になりますが、6,306万5,000円につきましては、新型コロナの3回目ワクチン接種に係る経費を計上してございます。

新年度におきましても、希望される皆様安心して速やかに接種できる体制を整えてまいりたいと考えてございます。

次に、下段、業務等委託料の2行目、個別予防接種委託料5,504万5,000円ではありますが、こちらにつきましては、麻疹、風疹、肺炎球菌、日本脳炎、おたふく、Hibワクチンなどの乳幼児接種費用、また、インフルエンザや肺炎球菌などの高齢者接種のほか、子宮頸がんワクチン接種の経費を予算措置してございます。

次に、132、133ページになります。

3、母子保健事業、業務等委託料の7行目になります。

産後健診・産後ケア事業委託料413万4,000円につきましては、これまで母乳ケアを中心に産後ケアを行ってまいりましたが、新年度からは、分娩医療機関を利用した宿泊型、4時間から5時間滞在する通所ロング型の産後ケアを行うことで、育児負担と育児不安の軽減を図ってまいります。

続いて、134、135ページになります。

3目環境衛生費、2、墓地・霊園等管理事業の4行目、修繕料29万9,000円につきましては、びほろ霊園のトイレに手すりを設置するための費用になります。

続いて、4目の環境保全推進費は、次のページになります。

2、緑化推進事業のうち、業務等委託料、保存樹木等看板設置委託料5万6,000円につきましては、保存樹木、保存樹木の適切な保全を図るため、看板を作成、設置するための経費になります。

次に、5目保健福祉総合センター費、1、保健福祉総合センター管理運営事業、5行目の修繕料234万3,000円につきましては、機械設備の部品交換、取替え修繕の費用になります。

続いて、138、139ページになります。

す。

2項の1目塵芥し尿処理費、1、ごみ分別収集関連事業、業務等委託料の中段になります紙シュレッダー処理業務委託料103万円であります。

こちらは、収集した紙シュレッダーを網走市内の業者へ運搬の上、リサイクル処理するための経費になります。年間で72トンの処理を見込んでございます。

その下のごみ分別啓発パンフレット作成業務委託料16万5,000円につきましては、ごみ分別の徹底と排出マナーの向上を図るため、啓発パンフを作成し、全戸配布するための経費になります。

次に、下段の3、ごみ処分場維持管理事業のうち、修繕料2,878万6,000円は、第Ⅲ期埋立処分場で使用しておりますバケットコンパクター、タイヤショベルの修繕費、また、水処理施設のポンプ交換やブロワ分解整備費用、加えて、リサイクルセンターのペットボトル減容機などの修繕経費を計上してございます。

続いて、140、141ページになります。

一番上の業務等委託料、第Ⅳ期最終処分場整備計画策定業務委託料2,993万1,000円につきましては、地質調査、生活環境影響調査を実施し、基本設計を行うものでございます。

また、機械器具6,138万円につきましては、自走式2軸破碎機を導入するための経費、その次の車両2,035万円につきましては、油圧ショベルを導入するための経費になります。こちらにつきましては、いずれも搬入したごみを破碎処理して減容化を図るために新たに導入するものでございます。

次に、負担金のうち、一般廃棄物広域処理施設基本構想策定業務負担金、一般廃棄物広域処理施設地下水利用検討業務負担金、一般廃棄物処理広域化基本計画策定業務負担金、以上につきましては、1市4

町、網走市、大空町、斜里町、小清水町、そして美幌町による一般廃棄物の中間処理施設の整備に向け、ごみ処理基本計画の策定に係る負担金を予算計上してございます。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） それでは、引き続き、一般会計予算について御説明を申し上げます。

議案書の142、143ページになります。

5款労働費、1項、1目労働諸費、予算額は2,448万2,000円であります。

1、労働対策事業、業務等委託料、季節労働者雇用対策事業委託料1,500万円につきましては、就労機会の確保を図るため、樹木の剪定や清掃、公共施設の除排雪などの作業を季節労働者に委託する費用になります。

続いて、144、145ページになります。

6款農林水産業費、予算額は7億1,731万5,000円になります。

1項、下段の4目農業振興費になります。

1、農業振興事業の消耗品費123万9,000円と印刷製本費19万8,000円につきましては、砂糖の消費拡大をPRするための経費になります。

日甜美幌製糖所が所在する町として砂糖の消費を喚起すべく、ビート含蜜糖を無料配布するほか、学校や保育園の給食で含蜜糖を使用いただき、砂糖の消費を広くPR

してまいります。

次に、146、147ページになります。

中段から下の5、農作物鳥獣被害対策事業、補助金の農作物獣害対策事業補助金250万6,000円につきましては、近年、エゾシカによる食害が増加傾向にあることから、捕獲奨励金を引き上げ、農作物の被害防止に努めてまいります。1頭当たり6,000円を8,000円に引上げするものでございます。

続いて、6、みらい農業センター管理運営事業の特別旅費25万6,000円につきましては、農村ツーリズムの本格実施に向け、大阪市内などで開催される教育旅行説明相談会などへ参加するための経費を計上してございます。

次に、148、149ページですが、下段の5目畜産業費につきましては、次の150、151ページになります。

3、牧野管理運営事業の修繕料755万円のうち、660万円につきましては、昨年8月の大雨により美幌峠牧場の看視舎前の法面が崩壊したことから、本格復旧に向けた修繕経費を計上してございます。

次に、6目農地費、道営土地改良事業の負担金につきましては、予算参考資料により、後ほど副町長から事業内容について御説明を申し上げます。

下段の3、団体営土地改良事業、修繕料の5,083万5,000円ではありますが、こちらは国営かんがい排水事業で整備された水利施設、リールマシンを年次的にオーバーホールするための予算計上で、令和4年度におきましては15台を予定してございます。

次に、152、153ページになります。

7目のみどりの村管理費、1、みどりの村維持管理事業、修繕料の107万8,000円につきましては、キャンプ場内の2連式丸太階段の補修費用になります。

その下の業務等委託料、キャンプ場無線LAN設備設置業務委託料296万6,000円は、親子連れを中心に人気の高い施設の利用者ニーズを踏まえ、Wi-Fi環境を整備しようとするものでございます。

続いて、2項、1目林業総務費につきましては、次の154、155ページをお開き願います。

2、林業推進事業のうち、補助金の2行目、町産材活用促進事業補助金720万円につきましては、FSC森林認証材の利用促進を図るため、集成材とコアドライ材の使用に対する助成を行うもので、10棟分の申請を見込んで計上してございます。

続いて、2目の林業振興費、1、治山林道施設整備推進事業、一番下になります機械器具133万5,000円につきましては、林道の補修作業の効率化を図るため、マイクロショベルを導入するものでございます。

続いて、156、157ページになります。

2、民有林振興対策事業、補助金の4行目になります森林の担い手支援等補助金200万円ではありますが、林業の従事者、事業者が小型林業機械を購入する際、その購入費用の2分の1、20万円を上限に補助するものであります。

次の積立金4,223万5,000円につきましては、令和4年度に交付される森林環境譲与税の基金積立金を計上してございます。

次に、3目町有林管理費、1、町有林造林事業の修繕料968万円ではありますが、林業機械の修繕経費のほか、昨年大雨により町有林の作業道が損傷したことから補修するための費用を計上してございます。

次に、下から6行目の機械器具2,007万8,000円ではありますが、こちらの計上は、林業機械グラップルを更新するための計上になります。現在使用している車両につきましては、平成15年の登録で、故障

も多く、作業に支障を来していることから、新たに中古車両を購入するための計上になります。

続いて、予算書の160、161ページをお開き願います。

7款商工費、予算額は5億1,400万5,000円であります。

1項、2目商工業振興費、1、商工業振興推進事業、補助金の4行目以降につきましては、全て新型コロナ対策に係る補助金になります。

新型コロナウイルス対策プレミアム商品券発行事業補助金1,128万9,000円は、事業者支援と町内の消費喚起を図るため、5月にプレミアム率25%の商品券を2万セット販売いたします。

次の新型コロナウイルス対策商工団体等販売促進支援事業補助金400万円につきましては、商工団体が販売促進に取り組む場合、事業費の3分の2、1団体当たり50万円を上限に補助するもので、8団体からの申請を見込んでの計上になります。

次の新型コロナウイルス対策事業者支援金3,000万円につきましては、本年1月から3月までの売上げがコロナ禍以前の同時期と比べ2割以上減少している事業者に対し、従業員数に応じて10万円から30万円の支援金を支給いたします。

新型コロナウイルス対策感染予防事業補助金1,000万円につきましては、事業者が取り組む感染予防に必要な経費につきまして、20万円を上限に補助するものでございます。

ビジネスマッチング支援金150万円につきましては、コロナ禍で売上げが減少する中、新たな取引先の獲得に向けた経費を助成するもので、補助率は3分の2、15万円を上限に補助いたします。

下段の2、商工業活性化促進事業、補助金の5行目、店舗リフォーム促進支援事業補助金1,000万円につきましては、リフォーム経費の2分の1、100万円を上限

に補助するもので、10件の申請を見込んでの予算措置でございます。

次の162、163ページをお開き願います。

3目観光費、1、観光振興事業、業務等委託料の1行目、体験観光推進業務委託料452万円につきましては、地域おこし協力隊制度を活用して体験観光を推進するため、美幌観光物産協会に業務を委託いたします。

令和4年度はサイクルツアーとツリーングに重点を置き、ガイド2名によるツアーの開催を予定しております。

観光物産推進業務委託料478万5,000円につきましては、美幌観光物産協会に地域おこし協力隊1名を配置し、特産品の販路拡大と観光振興を図るための計上になります。

次に、車両の972万1,000円につきましては、体験観光を推進するため、サイクルツアーで使用する自転車16台と自転車を運搬するためのワゴン車1台を購入いたします。

次に、負担金のうち、4行目、女満別空港整備利用促進協議会負担金155万円は、前年度から90万円の増額となります。

内容であります、コロナ禍における観光需要の回復を図るため、ツアーを企画する旅行者に対し、ツアーの造成費用を助成いたします。

また、美幌地区三町広域観光協議会負担金61万8,000円でございますが、こちらは、屈斜路カルデラ外輪山トレイルルートの整備に向けまして、笹刈りなどの維持費やモニターツアーなどの費用を負担するものでございます。

サイクルアドベンチャーオホーツク推進協議会負担金100万円につきましては、北見市、網走市、小清水町、大空町、そして美幌町の2市3町をエリアにサイクリングを通じた滞在型観光を推進するための費

用になります。

次に、164、165ページになります。

一番上の2、観光施設維持管理事業、修繕料2,040万6,000円につきましては、峠の湯びほろの休憩室等のカーペット張り替え、脱衣室の壁や天井のクロスの貼り替え、休憩室のエアコンの交換のほか、福祉風呂に介助用リフト2基を設置するなど、快適に御利用いただける環境を整えるための費用になります。

次に、中段から下になります。

3、観光イベント推進事業の補助金、観光和牛まつり補助金につきましては、会場の周囲にフェンスを設け、出入口にゲートを設置するなど、感染予防対策を講じるため、前年度から56万円を増額し、456万円を予算計上してございます。

次に、4目消費者対策費、1、消費者保護対策事業、補助金の2行目、消費者協会30周年記念事業補助金10万2,000円は、記念誌作成に対する補助になります。

次に、168、169ページをお開き願います。

8款土木費、予算額は12億665万1,000円、前年度から8,900万円余りの増額となります。

2項、2目の道路橋梁維持費、1、道路橋梁維持管理事業のうち、4行目の修繕料4,004万7,000円につきましては、雨水ますや道路側溝、照明灯などの道路施設、道路舗装などの修繕経費を計上してございます。

業務等委託料の4行目、第101号道路外実施計画基礎調査業務委託料550万円につきましては、事業の実施に向けた交通量調査などの経費になります。

一番下の第881号ポコマップ隧道トンネル点検業務委託料150万円は、古梅の美幌峠牧場等を結ぶ町道のトンネル点検業務になります。

続いて、170、171ページをお開き

願います。

2、道路橋梁補修事業、業務等委託料の1行目、橋梁点検業務委託料4,570万円につきましては、5年に一度の法定点検であり、51橋の点検を行う費用になります。

その下の橋梁長寿命化計画策定業務委託料1,060万円につきましては、平成29年に策定をした計画につきましては、補助要件が追加されたことに伴う見直しを行います。

実施設計等委託料、稲美旭橋補修実施設計委託料660万円は、栄通を東へ進んだ東1号線駒生川に架かる稲美旭橋の補修に向けた実施設計になります。

次の工事請負費、稲美橋補修工事につきましては、後ほど副町長から工事概要について御説明を申し上げます。

次の3、除雪対策事業1億9,484万4,000円でございます。こちらは、直営及び民間業者による除排雪経費を計上してございます。

この中で、除排雪委託料8,283万円につきましては、一斉除雪5回分の費用を見込んでの計上になります。

また、車両7,712万2,000円でございますが、こちらの費用は、除雪グレーダー1台、除雪手押しロータリー1台、合わせて2台を更新するための予算計上になります。

次に、172、173ページになります。

5、堤内排水対策事業1,054万2,000円の計上でございます。

こちらは、大雨による河川の増水で浸水被害が発生しないよう、網走川、美幌川への各樋門にポンプを設置、稼働するための経費になります。

次の3目道路橋梁新設改良費、1、道路整備事業工事請負費、第8号道路整備工事と第532号道路整備工事、次の2、道路改築事業の工事請負費、第112号道路整

備工事につきましては、後ほど予算参考資料により、副町長から工事概要について御説明を申し上げます。

下段になります。

3項、1目河川総務費の1、河川維持管理事業、工事請負費6,740万円でございます。

こちらにつきましては、国の緊急浚渫推進事業債を活用して河川の浚渫、河道の伐木除去を年次的に実施するもので、令和4年度におきましては、瑞治の黒瀬川と豊幌川で実施を行います。ほかにも豊幌地区の沈砂池5か所の浚渫を予定してございます。

続いて、174、175ページになります。

負担金の2行目、網走川水系女満別川緊急浚渫推進事業負担金750万円でございますが、こちらは令和3年度に着手した女満別川の浚渫事業の2年目になります。事業費の美幌町負担分を大空町へ支出するための予算措置になります。

次に、4項、1目都市計画総務費、1、都市計画事業、業務等委託料、都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定業務委託料1,050万円でございます。

こちらの計上は、平成27年4月に策定した都市計画マスタープランの見直しと、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定に向けた業務であり、令和5年度までの2年間で計画を策定する予定でございます。

次に、2目の公園維持費、1、公園維持管理事業の修繕料1,598万円につきましては、せせらぎ公園の木製階段、せせらぎ公園となかまち緑道のトイレ手すり設置など、公園施設の修繕経費を計上してございます。

続いて、176、177ページになります。

5項、1目住宅総務費、1、建築事業、このうち補助金、住宅リフォーム促進補助

金3,267万円につきましては、建築から5年以上を経過した住宅のリフォームに対して、工事費の20%、50万円を上限に補助するもので、新年度は90件の申請を見込んでの予算措置になります。

続いて、2目住宅管理費、1、公営住宅管理事業、修繕料の1,535万1,000円につきましては、町営住宅の修繕経費になります。

また、施設等借上料6,529万円につきましては、8団地59戸の借上げ公営住宅の借上料になります。

その下の工事請負費、南団地共同階段手摺設置工事1,131万9,000円につきましては、南団地の1号棟から5号棟までの階段室11か所に手すりを設置する工事になります。

次に、178、179ページ。

9款消防費、予算額4億4,977万1,000円ではありますが、広域事務組合負担事業負担金につきましては、予算参考資料により、後ほど副町長から御説明を申し上げます。

続いて、予算書の180ページ、181ページになります。

10款教育費、予算額は8億6,866万9,000円、前年度から1億994万円の増額になります。

1項、3目教育振興費、下段の1、教育振興事業の特別旅費10万4,000円につきましては、小中一貫教育の推進に向けた視察の経費になります。

また、庁用備品409万円は、美幌高校の教育環境の充実に向け、タブレット端末65台を貸与するための備品購入経費になります。

次に、補助金の1行目、美幌高等学校間口対策支援金550万円は、入学生徒に対する就学補助として、普通科は5万円、農業科は10万円を交付いたします。

2行目の美幌高等学校教育支援事業補助金912万1,000円につきましては、寄

宿舍の運営補助や生徒募集に係る経費、商品開発の支援、地域みらい留学参加経費など、高校の魅力づくりを後押しするための費用になります。

一番下になります。奨学金返還支援金60万円につきましては、若者の定着と、医療や介護、保育等の人材を確保するための取組になります。

事業内容であります。町内に居住し、町内の事業所に従事する有資格者が奨学金を返済する場合、年間20万円を限度に10年間、最大で200万円を助成金として交付するものでございます。新年度は、対象者を3名と見込み、60万円を計上してございます。

次に、182、183ページを御覧いただきたいと思っております。

2、学校教育振興事業、負担金の下から3行目になります。ICT教育推進負担金16万1,000円でございますが、こちらは、ICTを活用した指導方法や指導体制の工夫、改善を図るため、各学校が取り組む研修経費を負担するための予算措置になります。

次に、4目学校保健費、1、学校保健事業、下から4行目、機械器具の62万7,000円でございますが、こちらは各学校の保健室に設置されております液晶の視力計5台を更新する費用になります。

続いて、184、185ページになります。

2項、1目学校管理費、1、小学校管理事業のうち、修繕料の1,354万6,000円につきましては、美幌小学校の教頭住宅の改修費用、また、旭小学校の木製遊具の補修費用など、学校施設の修繕料を予算計上してございます。

次に、186、187ページになります。

工事請負費、美幌小学校給湯設備整備工事、同じく東陽小学校の給湯設備整備、同じく旭小学校の給湯設備整備、以上三つの

工事につきましては、手洗い場に温水設備を設けることで感染対策の徹底を図ろうとするものでございます。

二つ下の機械器具58万3,000円につきましては、各学校で使用するワイヤレスマイク設備の更新費用になります。

その下の教育備品465万6,000円につきましては、昨年、芙蓉建設様からいただいた寄附金を活用して美幌小学校と東陽小学校のブラスバンドの楽器を更新するための経費になります。

次に、中段の2、小学校スクールバス運行事業、このうち業務等委託料、スクールバス運行業務委託料3,850万円です。3,850万円のうち、保護者の負担軽減を図るため、新年度において北見支援学校への登校便を運行する費用を併せて予算計上してございます。

次に、下段の2目教育振興費、小学校教材整備事業の一番下にあります庁用備品の1,419万7,000円のうち、1,395万9,000円につきましては、ICTを活用した教育環境の充実を図るため、各学校の各学年に1台ずつ電子黒板を導入するための費用になります。

次に、188、189ページになります。

一番上の行になります。

教育備品139万円です。こちらは、理科の実験用教材、算数の教材を購入するための費用になります。

次に、下段の3項、1目学校管理費、1、中学校管理事業のうち、下から3行目の修繕料1,062万5,000円につきましては、美幌中学校の特別支援教室の増設及び北中学校の正面入り口のインターロッキング補修など、学校施設の修繕経費を予算計上してございます。

続いて、190ページ、191ページになります。

中段の庁用備品2,273万5,000円につきましては、美幌中学校の校務用のパ

ソコン23台と、北中学校の公務用のパソコン24台をそれぞれ更新するための費用になります。

次に、2目教育振興費、1、中学校教材整備事業につきましては、192、193ページになります。

一番上の庁用備品473万3,000円につきまして、このうち465万3,000円は、小学校費と同様に、各学校、各学年に1台ずつ電子黒板を配備するための費用になります。

2行目の教育備品238万9,000円につきまして、このうち181万7,000円は、理科の実験用教材と数学の教材を購入するための費用になります。

次に、4項、1目社会教育総務費、下段の2、社会教育推進事業112万1,000円につきましては、社会教育委員、社会教育活動奨励員の活動に要する経費を計上してございます。

次に、194、195ページになります。

2目社会教育振興費の下段になります。

3、成人教育事業、機械器具94万2,000円につきましては、動画配信サービスを活用して各種講座や団体活動を情報発信するため、必要となる機材を購入する費用になります。

次に、196、197ページになります。

5、芸術文化振興事業、中段の補助金、芸術文化振興事業補助金230万円につきましては、文化団体の技術講習会、吹奏楽の技術講習会のほか、芸術鑑賞事業を企画実施する実行委員会に対する補助金になります。

次の6、未来のアーティスト応援事業につきましては、芸術文化活動に打ち込む青少年を応援するため、全国、全道のコンクール大会参加経費を助成する事業で、新年度は100万円を予算計上いたします。

次に、3目の社会教育施設費、1、町民

会館等管理運営事業、このうち5行目の修繕料641万円につきましては、びほーの非常用照明器具の交換、屋上防水保護塗料の塗装など、施設の修繕経費をそれぞれ予算措置してございます。

次に、198、199ページになります。

上から11行目です。

機械器具の229万4,000円につきましては、舞台運営の充実を図るため、インカムシステム、ワイヤレスマイクシステムを整備するための機材購入費用になります。

次に、200ページ、201ページをお開き願います。

5目図書館費、1、図書館運営事業の4行目、特別旅費の17万円でございますが、こちらは、図書館の改築に向けた整備検討委員会による道内視察の経費を計上してございます。

続いて、202、203ページになります。

3、図書館活動促進事業、各種研修等報償76万8,000円のうち、50万円につきましては、図書館の開館70周年を記念した講演会の開催経費で、講師報償費を計上してございます。

次に、6目博物館費、1、博物館運営事業、このうち修繕料の2,609万9,000円につきましては、令和2年度から年次の進めております屋根と外壁の改修費用になります。

次に、業務等委託料の2行目、防犯カメラ改修業務委託料91万1,000円ですが、館内に設置をされております防犯カメラに不具合が生じているため、改修を行うための経費を計上してございます。

続いて、204、205ページになります。

8行目の工事請負費、博物館駐車場整備工事につきましては、後ほど工事概要について副町長より御説明を申し上げます。

機械器具の45万3,000円につきましては、除雪機の更新費用を、また、次の車両408万5,000円につきましては、博物館の調査研究用の車両を更新するための費用になります。

中段になります。

2、博物館活動推進事業、一番下の教育備品14万5,000円は、植物標本を保管するための戸棚1台を購入する費用になります。

次に、206、207ページになります。

7目の文化財保護費です。

1、文化財保護事業、業務等委託料、かしの木保全作業委託料460万9,000円につきましては、町の指定文化財に登録をされております美幌小学校のかしの木の保全作業を進めてございますが、令和4年度におきましては土壌改良を行う予定であります。

次に、5項、1目保健体育総務費、1、スポーツ推進事業につきましては、次のページになります。

補助金の4行目、全道・全国競技大会開催補助金65万円でございますが、こちらは、高円宮賜杯第42回全日本学童軟式野球大会北北海道大会及び第44回東日本軟式野球大会2部が美幌町ほか近隣市町を会場に開催されますので、その経費の一部を補助いたします。

次に、中段になります。

3、未来のアスリート応援事業660万円でございますが、こちらにつきましては、スポーツに打ち込んでいる子供たち、夢に向かって努力する子供たちを応援するための費用になります。

次に、2目の体育施設費、1、屋内体育施設維持管理事業は、次のページになります。

上から6行目の教育備品213万2,000円につきましては、トレーニングセンターのエアロバイクなどの更新費用になりま

す。

次に、2、屋外体育施設維持管理事業、この中の修繕料1,241万4,000円につきましては、リリー山スキー場のリフト減速機のオーバーホール、柏ヶ丘公園野球場の北側トイレの手すり設置などの経費を計上してございます。

このページの一番下になります。

教育備品の76万円につきましては、少年野球場の球数の表示機、硬式用のサッカーボールの購入費用になります。

次に、212、213ページになります。

3目の学校給食センター費、1、学校給食運営事業のうち、賄材料費7,044万9,000円でございますが、このうち150万円につきましては、美幌産の食材を使用した給食を提供するための経費になります。

また、21万4,000円につきましては、美幌高校生に食育を目的に給食を提供するための経費をそれぞれ計上してございます。

中段から下になります。

補助金の学校給食費補助金711万6,000円につきましては、第3子以降の給食費を無償化するための補助金になります。

次の2、学校給食センター維持管理事業、3行目の修繕料371万3,000円は、排水処理設備、空調設備の修繕費用をそれぞれ計上してございます。

次に、214、215ページになります。

5行目の庁用備品138万8,000円は、高速度ミキサーの更新費用になります。

次に、216、217ページ。

11款公債費であります。

予算額は10億2,790万9,000円、前年度から3,498万円の増額となります。

1項公債費、1目元金、1、町債元金償

還金は9億8,972万2,000円の計上になります。

町債の現在高につきましては、令和3年度末の見込みで111億7,997万4,000円ありますが、令和4年度の償還金と新たな借入れを含めた4年度末の予定残高は109億6,089万9,000円となる見通しでございます。

詳細につきましては、予算書の234ページ及び予算説明資料の267ページに掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

次に、2目の利子、1、町債利子償還金3,771万7,000円、2、一時借入金利子47万円、こちらについては、それぞれ必要な経費を計上してございます。

次に、218、219ページになります。

12款職員給与費であります。

予算額は18億7,651万2,000円です。

1項、1目職員給与費、1、職員給与支給事務12億7,188万6,000円は、特別職3名、一般職171名の給与になります。

予算書の222ページ以降に給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

次に、会計年度任用職員給与支給事務6億462万6,000円につきましては、フルタイム78名、パートタイム194名の給与になります。

予算説明資料の247、248ページに所属別の職員数を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

次に、220、221ページになります。

13款予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上しております。

それでは、予算工事関係参考資料及び道営土地改良事業の計画概要並びに美幌・津別広域事務組合負担金の内訳につつまし

て、副町長から御説明を申し上げます。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） それでは、主要事業につきまして御説明をさせていただきます。

令和4年度各会計予算参考資料の60ページをお開き願います。

3、道営土地改良事業計画概要であります。

初めに、1、水利施設等保全高度化事業であります。

まず1段目は、豊高第2地区であります。

区域は、豊岡、高野で、平成29年度から令和5年度までの継続事業で、事業内容は面整備であります。

令和4年度は、区画整理36.9ヘクタールを整備し、事業費は1億7,400万円でございます。

次に、2段目の田中第2地区であります。

区域は、日並、田中、報徳、瑞治で、令和元年度から令和8年度までの継続事業で、事業内容は面整備であります。

令和4年度は、区画整理33.9ヘクタール、暗渠排水63ヘクタールを整備し、事業費は1億8,416万円でございます。

次に、3段目の中央美和地区であります。

区域は、栄森、美和、昭野、美禽の一部で、令和2年度から令和10年度までの継続事業で、事業内容は農業用排水施設と面整備であります。

令和4年度は、農業用排水施設1,490メートルを整備し、事業費は3億3,320万円でございます。

次に、2、草地畜産基盤整備事業であります。

美幌日並地区の区域は日並で、事業期間は平成29年度から令和4年度であり、JAびほろ所有の日並牧場の基盤整備事業の継続であります。

令和4年度は、草地整備30.5ヘクタール、隔障物1,845メートルを整備し、事業完了予定でございます。

事業費は4,850万円となりますが、土地改良事業法上、申請及び法手続は美幌町が実施し、負担につきましては全額受益者が負担するものとなり、歳入歳出はトンネル予算となっております。

令和4年度の水利施設等保全高度化事業の事業費は6億9,136万円、草地畜産基盤整備事業の事業費は4,850万円となります。

財源内訳につきましては、水利施設等保全高度化事業の負担割合は、国が55%、道が28%、地元負担が17%で、地元負担のうち、農家負担が7.5%、残り9.5%を道のパワーアップ事業と町で4.75%ずつの負担をするもので、平成27年度から農業経営高度化促進事業による国の補助金を活用することにより、道及び町の負担を一部軽減し、町の負担総額は6億9,136万円のうち約5.2%の3,586万円を予定しております。

また、草地畜産基盤整備事業の負担割合は、国が50%、道が25%、地元が25%となり、町の負担につきましてはございません。

次に、同じく参考資料の80ページをお開き願います。

9、広域事務組合、美幌・津別広域事務組合負担金内訳であります。

まず、津別町との負担割合でございますが、総務の議会費、監査委員費、予備費は美幌町と津別町50%で、一般管理費は、令和2年国勢調査の人口割により算出し、美幌町81.04%、津別町18.96%で、前年度より美幌町0.83%の増、津別町0.8%の減となっております。

衛生の火葬場、経常費も同じく人口割で算出し、美幌町81.04%、津別町18.96%の負担割合であります。

消防につきましては、消防本部費及び通

信指令業務運営費は、人口、世帯、面積、財政、団員割により算出し、美幌町71.92%、津別町28.08%で、前年度より美幌町0.88%の減、津別町0.88%の増となっております。

次に、通信指令施設管理費及び公債費の通信指令機器移設事業は、美幌町と津別町50%で、前年度と同じ負担割合であります。

また、公債費の消防庁舎改築工事事業につきましては、消防本部及び通信指令施設の面積案分による負担割合となっております。

美幌消防費及び公債費の車両整備事業費につきましては、美幌町100%の負担でございます。

令和4年度、広域事務組合の予算額は、下段合計欄の5億5,677万6,000円で、負担割合に基づく美幌町の負担につきましては、4億7,850万5,000円、対前年度比で7.0%の増となっております。

組合の主な事業でございますが、火葬場施設につきましては、火葬炉の耐火物及び誘引排風機並びに火葬炉操作盤の修繕整備など、火葬炉の稼働に万全を期すとともに、収骨室やエントランスホールの照明器具の取替え修繕など、利用者に配慮した施設の維持管理に努めてまいります。

消防関係につきましては、小型動力ポンプや救助用ボートなどの大型資機材を迅速に現場搬送する緊急車両として消防資機材搬送車を配備し、災害対応力の充実強化を図るとともに、厳寒期の消防活動用として防寒装備品及び雪中救助器具を整備し、暴風雪災害などの人命検索、救助活動にも万全を期してまいります。

現在保有の消防活動用無線航空機、ドローンを高機能化して更新整備し、災害状況の把握や行方不明者の搜索など、情報収集と搜索活動の精度を高めてまいります。

また、北海道消防学校の専科教育課程に

職員を派遣し、専門的な知識、技能の習得を図るとともに、北見赤十字病院などで救急救命士の生涯研修を継続し、高度な救命処置の向上に取り組んでまいります。

予算参考資料につきましては、以上でございます。

次に、予算工事関係参考資料について御説明いたしますので、予算の参考資料の最後につづってあります令和4年度予算工事関係参考資料の1ページをお開き願います。

防災対策事業でございます。

庁舎防災資機材備蓄倉庫建設工事及び庁舎防災資機材備蓄倉庫外構工事につきましては、迅速な災害対応活動を行うために資機材等を集約し保管する施設として庁舎の北側敷地に整備するものであります。

倉庫建設工事は、鉄骨造り平屋建ての倉庫2棟とカーポートを建設するもので、図面左手の敷地北側の倉庫Aは、延べ床面積58.92平方メートルで、主に毛布、段ボールベッドを保管し、図面右手の敷地南側の倉庫Bは、延べ床面積196.4平方メートルで、主にパーティションテント、ジョイントスクリーンなどを保管し、カーポートは倉庫Aの入り口に工事等の作業対応のために設置するものでございます。

外構工事は、倉庫前の敷地516平方メートルにアスファルト舗装を施工し、資機材搬出等の大型車両の駐車スペースを確保するものであります。

工事費は、倉庫建設工事4,618万2,000円、外構工事970万2,000円を計上しており、財源は緊急防災・減災事業債で、充当率100%、うち後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

続いて、2ページをお開き願います。

道路橋梁補修事業でございます。

地図番号①第30号道路稲美橋は、稲美木村勝彦様宅北側の美幌川にかかる橋長54.9メートルの橋梁でございます。

本事業は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修事業で、高欄の交換、橋面防水、床板ひび割れ、地覆断面の補修、伸縮装置の部分補修を行い、令和4年度の完了を予定しております。

工事費は4,600万円を計上しており、財源は、国庫補助金として道路メンテナンス事業補助金、補助率10分の6、補助残は過疎債で、充当率100%、うち後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

続きまして、3ページをお開き願います。

道路整備事業でございます。

図面中央部の地図番号①第8号道路は、東町1丁目石峯様宅から金土市美幌店様までの東側歩道幅員3.0メートル、延長224.3メートルの改良舗装を予定しております。

次に、図面上部の地図番号②第532号道路は、報徳陽光台団地穴戸様宅地先交差点から門間様宅までの車道幅員5.5メートル、歩道幅員両側それぞれ1.25メートル、延長225メートルの改良舗装を予定しております。

ただいま御説明いたしました2本の道路整備事業の工事費につきましては、6,550万円を計上しており、いずれも過疎債、充当率100%、うち後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

続いて、4ページをお開き願います。

道路改築事業であります。

図面番号①第112号道路は、令和4年度から2か年で総延長212.6メートルの改良舗装工事を計画しており、令和4年度は、新町2丁目、3丁目、道道北見端野美幌線から西側へ、車道幅員8.0メートル、歩道幅員両側それぞれ2.5メートル、延長113.5メートルの改良舗装を予定しております。

工事費は5,800万円を計上しており、

財源内訳は、国庫補助金として、社会資本整備総合交付金、補助率10分の6、補助残は過疎債、充当率100%、うち後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

続いて、5ページをお開き願います。

博物館運営事業であります。

博物館駐車場整備工事につきましては、博物館南側の未舗装の駐車スペース19台分を博物館利用者及び移住相談者の駐車場として28台分の舗装駐車場として整備を行うものであります。

工事費は1,600万円を計上しており、財源内訳は、国庫補助金としてデジタル田園都市国家構想推進交付金が対象事業費の10分の5、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が対象事業費の10分の4で、補助残事業費につきましては、ふるさとづくり基金を見込んでいるところでございます。

以上、主要事業につきまして御説明申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩をします。

再開は、13時30分といたします。

午後 0時14分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） それでは、引き続き一般会計予算につきまして御説明を申し上げます。

予算書の20ページ、21ページをお開き願います。

2、歳入になります。

1款の町税につきましては、前年度から385万1,000円の増、総額で21億

8,086万円を見込んでおります。

1項の町民税、1目個人町民税は、農業所得の減及び新型コロナウイルス感染症の影響による営業所得の減などにより、前年度から1,098万4,000円の減、8億4,538万5,000円を計上してございます。

2目法人町民税は、新型コロナウイルス感染症の影響を見込んで、前年度から222万3,000円の減額となる1億1,896万1,000円を計上しております。

2項、1目の固定資産税につきましては、新型コロナ減免特例の終了に伴い、前年度から1,297万9,000円の増、8億6,849万6,000円を見込んでいます。

下段の5項、1目都市計画税につきましても、固定資産税と同様の理由により、前年度から193万1,000円の増、1億1,833万3,000円を計上しております。

次に、22、23ページになります。

2款地方譲与税につきましては、総額で1億9,387万3,000円を計上しております。

1項の地方揮発油譲与税は、揮発油、ガソリンに対して課される税で、地方揮発油税の42%が市町村に交付され、3,639万3,000円を見込んでございます。

2項の自動車重量譲与税は、自動車重量税の一部が市町村の道路延長及び道路の面積に基づいて譲与されるもので、1億1,519万3,000円を見込んでいます。

下段の5項森林環境譲与税は、地球温暖化防止と山地災害の防止を図るため、市町村が実施する森林整備事業に対して譲与されるもので4,223万1,000円を見込んでおります。

次に、24、25ページになります。

3款の利子割交付金につきましては、道民税の利子割の一部が市町村に交付されるもので、170万8,000円を計上してい

ます。

次に、26、27ページになります。

4款配当割交付金につきましては、個人に係る株式の配当の一部が市町村へ交付されるもので、528万3,000円を計上しています。

次に、28、29ページになります。

5款の株式等譲渡所得割交付金につきましては、所得税において源泉徴収を選択した特定口座における株式等の譲渡所得の一部が市町村に交付されるもので、437万1,000円を計上しています。

次に、30、31ページになります。

6款の法人事業税交付金につきましては、令和元年10月の消費税率の引上げに伴い、地域間の税源の偏在性を是正するため、市町村に交付されるもので、2,219万5,000円を計上してございます。

次に、32、33ページになります。

7款地方消費税交付金につきましては、地方財政計画における交付金の増額を勘案し、前年度から1億円余りの増、5億2,468万4,000円を見込んでいます。

消費税は、地方消費税と合わせた税率が平成26年4月に5%から8%へ引上げになり、その後、令和元年10月に現行の10%へと引上げになってございますが、引上げ分の地方消費税交付金につきましては、その全額を社会保障経費へ充てることになってございます。

予算書の参考資料81ページにその用途を明示しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

続いて、34、35ページになります。

8款自動車取得税交付金は、過年度精算分の交付を想定した科目設定になります。

次に、36、37ページになります。

9款の環境性能割交付金は、令和元年10月の消費税率の引上げに伴い、自動車取得税が廃止され、新たに創設された交付金になります。予算額は1,446万8,000円です。

次に、38、39ページになります。

10款の国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、31万5,000円を見込んでいます。

続いて、40ページ、41ページになります。

11款、1項の地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金特別控除について、地方公共団体の減収分を補填するために交付されるもので、978万8,000円を計上しています。

2項の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等に対し、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税を軽減することによる減収分について、その全額を国が補填するもので、265万円を計上しています。

次に、42、43ページになります。

12款の地方交付税でございます。

地方交付税は、地方公共団体が全国等しく行政サービスを提供できるように財源調整及び財源保障の観点から、一定のルールに基づいて国から交付される財源になります。

令和4年度の地方財政計画におきましては、交付税の原資である国税4税のうち、酒税を除く3税の増加が見込まれるほか、地方法人税の加算などにより、出口ベースにおいて前年度を3.5%上回る総額18兆538億円が確保されております。

以上を踏まえ、本町に交付される地方交付税を推計した結果、前年度から2億3,500万円の増、40億7,000万円を計上したところでございます。

続いて、44、45ページになります。

13款の交通安全対策特別交付金は、交通違反の反則金から事務費を除いた額が、交通事故の発生件数や道路延長などに基づき市町村に交付されるもので、240万9,000円を計上しています。

次に、46、47ページになります。

14款分担金及び負担金につきましては、前年度から851万3,000円の減、9,666万円を計上しています。

1項の分担金は、道営土地改良事業などの分担金になります。

2項の負担金は、説明欄に記載の負担金をそれぞれ計上してございます。

続いて、48、49ページになります。

15款使用料及び手数料につきましては、総額で2億7,789万2,000円を見込んでおります。

主な増減理由でございますが、1項使用料、中段から下の5目土木使用料、4節の住宅使用料につきましては、入居者の減少に伴う減額となります。

次の50ページ、51ページをお開き願います。

2項手数料のうち、中段の2目衛生手数料、2節の清掃手数料のうち、ごみ処理手数料につきましては、直接搬入ごみ、指定ごみ袋の使用見込みの増加により、前年度から193万5,000円の増額を見込んでおります。

次に、52、53ページになります。

16款の国庫支出金でございますが、国の制度や事業の実施に伴う負担金及び補助金、委託金を計上するもので、総額で12億1,883万1,000円を計上しております。

新たな項目といたしましては、2項の国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節の総務管理費補助金のうち、4行目のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金80万円でございますが、こちらは、公用車1台の更新に当たり、電気自動車を購入する際の国庫補助金になります。

次に、5行目のデジタル田園都市国家構想推進交付金4,488万8,000円は、テレワーク機能を兼ね備えた移住相談拠点施設の整備に対する国庫補助金になります。

6行目のデジタル基盤改革支援補助金585万円は、自治体オンライン手続の環境整備に係る国庫補助金であります。

下段の6目土木費国庫補助金につきましては、次のページになります。

上から2段目、2節の都市計画費補助金、集約都市形成支援事業補助金550万円は、立地適正化計画等の策定に係る国庫補助金になります。

なお、国庫補助金におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予算計上してございます。

美幌町に配分された交付金の全額を財源充当し、感染防止策、事業や生活の支援、社会経済活動の再開に向けた各種事業を実施してまいります。

続いて、56、57ページになります。

17款道支出金でございます。

こちらは、北海道の制度や事業の実施に伴う負担金、補助金及び委託金を計上するもので、総額で9億169万8,000円を計上しております。

前年度から増額となる主な内容といたしましては、2項の道補助金、2目民生費道補助金、1節の社会福祉費補助金のうち、下段の介護サービス提供基盤等整備事業費交付金4,729万3,000円につきましては、町内に建設される小規模多機能型居宅介護施設に係る道補助金になります。

次のページになります。

中段の3項委託金、1目総務費委託金、3節選挙費委託金につきましては、令和5年4月に予定される北海道知事及び北海道議会議員選挙、また、本年7月に予定されております参議院議員選挙に係る選挙費委託金であります。

次に、62、63ページをお開き願います。

18款財産収入であります。

予算総額は3,341万3,000円を計上してございます。

続いて、64、65ページになります。

19款寄附金につきましては、前年度から9,668万2,000円の増、総額で1億5,868万6,000円を見込んでの計上になります。

1項寄附金、1目一般寄附金、1節の一般寄附金のうち、ふるさと寄附金につきましては1億5,000万円を計上しております。

特設サイトの開設、返礼品の充実などを要因といたしまして、本年1月末現在の寄附金の総額は1億7,000万円を超え、好調に推移をしておりますので、前年度当初予算の6,000万円から9,000万円の増額を見込んでの予算計上になります。

次に、66、67ページになります。

20款繰入金でございます。

各事業費の財源に充てるため、それぞれの基金から繰入れを行うもので、総額6億8,185万8,000円を計上しております。

主な繰入金といたしましては、1目の財政調整基金繰入金は、予算編成におきまして収支不足が生じたので、その財源として2億5,264万8,000円を繰入れいたします。

2目の減債基金繰入金は、公債費の償還に充てるため、積立てをしておりました減債基金から1億円を繰入れいたします。

3目の公共施設整備基金繰入金は、道路及び公園の整備をはじめ、ごみ処分場の施設修繕など公共施設の整備に充てるための財源として1億4,285万4,000円を繰入れいたします。

6目のふるさとづくり基金繰入金は、移住定住の促進、観光イベントの推進など、ふるさと寄附金の寄附目的に沿った繰入れを行うもので8,796万9,000円を繰入れいたします。

次に、68、69ページになります。

21款の繰越金につきましては、令和3年度繰越金として1,000万円を見込んでの計上になります。

次に、70ページ、71ページになります。

22款諸収入でございますが、各費目に該当しない収入について予算計上するもので、前年度と大きな変更点はございません。総額で4億7,186万2,000円を計上しております。

次に、76、77ページをお開き願います。

23款町債につきましては、総額で7億7,064万7,000円を計上しておりますが、詳細は、第3表、地方債により御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第22号令和4年度美幌町一般会計予算につきまして御説明を申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大原 昇君） 町民生活部長。

○町民生活部長（後藤秀人君） 議案書の181ページになります。

議案第23号令和4年度美幌町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

別冊の予算書283ページをお開き願います。

令和4年度美幌町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億2,460万9,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、302、303ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費7,481万8,000円の主なものですが、国保事業の運営に要する職員9名分の人件費及び会計年度任用職員1名の報酬と、電算システム等の事務費でございます。

2目連合会負担金589万9,000円につきましては、北海道国民健康保険団体連合会に対する負担経費であります。

304、305ページをお開き願います。

2項徴税费203万4,000円につきましては、国民健康保険税の賦課徴収に係る経費でございます。

3項運営協議会費12万9,000円につきましては、国民健康保険運営協議会委員報酬であります。

4項趣旨普及費59万9,000円につきましては、国保制度の周知及びジェネリック医薬品の使用啓発用パンフレット等に係る経費でございます。

306、307ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項療養諸費15億2,229万円、2項高額療養費2億4,452万4,000円につきましては、過去の診療件数、療養給付費等の実績を推計し、計上しております。

2項、2目の高額合算療養費につきましては、同じ世帯で医療費と介護サービス費の両方の負担があり、合算した年額の負担が規定の自己負担額を超えた場合の経費でございます。

3項移送費15万円につきましては、移動が困難な被保険者が、医師の指示により、緊急的な必要性がある場合に要する経費であります。

次に、308、309ページをお開き願います。

4項出産育児諸費、714万4,000円につきましては、過去の実績から17名分の出産育児一時金を計上しております。

5項葬祭諸費105万円につきましては、過去の実績により35名分の葬祭費を見込んでおります。

6項傷病手当金66万7,000円につきましては、被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われる場

合で、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等の全部または一部を受け取ることができなくなったときに支給する経費として、2名分を3か月分計上しております。

310、311ページをお開き願います。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、本町の医療費及び所得水準に基づき、北海道から示された納付金7億2,588万3,000円を計上しております。

納付金の内訳ですが、医療給付費分が5億1,701万7,000円、後期高齢者支援金分が1億4,932万円、介護保険納付金分が5,954万6,000円でございます。

次に、312、313ページをお開き願います。

4款、1項保健事業費1,046万1,000円につきましては、生活習慣病予防や健康増進などの健康づくりに関する教室や講習会の開催及びがん検診、個別予防接種等に係る経費でございます。

2項特定健康診査等事業費1,985万円につきましては、医療費増大の要因の一つでありますメタボリックシンドロームを予防し、生活習慣病の重症化を防ぐことを目的に、40歳から74歳を対象に、生活改善を指導するための健康診査、健康指導に係る経費でございます。

このページの下から4行目になりますが、特定健診受診率向上支援等共同事業業務委託料504万9,000円につきましては、北海道国民健康保険団体連合会が北海道全体の特定健診受診率向上を目指し、共同事業によって国保データベースシステム等を分析し、選定した被保険者に対し個別に特定健診の受診勧奨を行うもので、3年目の取組となります。

次に、316、317ページをお開き願います。

5款基金積立金につきましては、前年度

と大きな変更はございません。

318、319ページをお開き願います。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては、前年度と変更はございません。

2項繰出金につきましては、国保病院の直営診療施設健康管理事業等に係る費用について、保険給付費等特別交付金の実績を見込み、700万円を計上しております。

次に、320、321ページをお開きください。

7款予備費につきましては、前年度と変更ございません。

次に、歳入を御説明いたしますので、290、291ページにお戻り願います。

2、歳入。

1款国民健康保険税は、総額4億6,592万1,000円で、前年度比6,251万3,000円の減額であります。

減額の主な要因は、被保険者数の減少及び資産割の廃止によるものでございます。

2款道支出金18億3,510万9,000円は、北海道から交付される保険給付費に要する保険給付費等普通交付金17億7,515万8,000円と、予防健康づくりに取り組む保険者に対する保険者努力支援金及び特別調整交付金などの保険給付費等特別交付金5,995万1,000円を計上しております。

なお、昨年度までは負担金で計上しておりましたが、交付金の整理上、補助金として整理すべきであったことから、組替えをしております。

3款財産収入10万円は、国民健康保険基金の利子等でございます。

次に、296、297ページをお開き願います。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金軽減分8,112万3,000円につきましては、低所得者の保険料軽減分の公費負担分で、

一般会計に収入される北海道負担分4分の3に美幌町負担分4分の1を加え、繰入れするものであります。

その下の保険基盤安定繰入金支援分4,815万6,000円につきましては、低所得者数に応じ、保険税額の一定割合の公費負担分で、一般会計に収入される国負担分2分の1と北海道負担分4分の1に美幌町負担分4分の1を加え、繰り入れるものであります。

その下の未就学児均等割保険税繰入金138万1,000円につきましては、未就学児に係る均等割軽減分の公費負担分で、一般会計に収入される国負担分2分の1と北海道負担分4分の1に美幌町負担分4分の1を加え、繰り入れるものであります。

その下の職員給与費等繰入金7,902万6,000円につきましては、国保事業の運営に要する職員及び会計年度任用職員の人件費等と電算システム等の事務費を繰り入れるものであります。

その下の出産育児一時金等繰入金476万円につきましては、出産育児一時金の3分の2を繰り入れるものでございます。

その下の財政安定化支援事業繰入金1,034万2,000円につきましては、交付税措置される国保財政安定化支援分を繰り入れるものであります。

その下のその他一般会計繰入金321万4,000円につきましては、地方単独事業の医療費に係る減額調整分を繰り入れるものでございます。

2項基金繰入金9,242万1,000円につきましては、国民健康保険事業費納付金等の支払いのための財源不足を補填するため、国民健康保険基金より繰り入れるものであります。

なお、この繰入れの結果、令和4年度末の基金残高は1億2,005万4,000円の見込みでございます。

298ページ以降の5款繰越金、6款諸収入につきましては、前年度と大きな変更

はございません。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書の182ページになります。

議案第24号令和4年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

別冊の予算書333ページをお開き願います。

令和4年度美幌町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,479万6,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、348、349ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費1,208万2,000円の主なものにつきましては、職員1名分の人件費と電算システム等の事務費であります。

2項徴収費32万5,000円につきましては、保険料の徴収に係る経費でございます。

次に、350、351ページになります。

2款、1項後期高齢者医療広域連合納付金3億4,207万9,000円につきましては、被保険者数の増により、前年度対比1,513万3,000円の増となっております。

352ページ以降の3款諸支出金、4款予備費につきましては、前年度と変更ございません。

次に、歳入を御説明いたしますので、340、341ページにお戻り願います。

2、歳入。

1款後期高齢者医療保険料2億4,428

万1,000円につきましては、被保険者及び所得割賦課対象者の増に伴い、前年度対比992万2,000円の増額を見込んでおります。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金2,058万2,000円につきましては、広域連合への事務費負担金と職員1名分の人件費及び事務費の繰入金でございます。

その下の2目保険基盤安定繰入金8,962万9,000円につきましては、保険料の低所得者に対する7割、5割、2割の政令本則の軽減分について、一般会計で収入される4分の3の北海道負担分に美幌町負担分4分の1を加えた繰入金でございます。

344ページ以降の3款繰越金、4款諸収入につきましては、前年度と変更ございません。

後期高齢者医療特別会計は以上でございます。

○議長(大原 昇君) 福祉部長。

○福祉部長(河端 勲君) 議案の183ページでございます。

議案第25号令和4年度美幌町介護保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

別冊の予算書363ページをお開き願います。

令和4年度美幌町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億3,824万4,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明申し上げますので、388、389ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費3,182万1,000円の主なものにつきましては、職員4名分の人件費と電算システム、その他

事務費等でございます。

230万3,000円の増は主に人件費で、事務費につきましては前年度と大きく変わりはありません。

その下、2項徴収費39万2,000円につきましては、介護保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

下段の3項介護認定審査会費1,797万3,000円は、1目介護認定審査会費で、介護認定審査会の運営に係る経費600万1,000円と、次のページ、390、391ページでございます2目認定調査費におきまして、介護認定調査に係る報酬及び訪問調査委託料の経費1,197万2,000円を計上しているところでございます。

392、393ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費10億2,470万2,000円につきましては、訪問介護、訪問看護、通所介護、ショートステイ等の経費を、その下、2目施設介護サービス給付費7億3,574万9,000円につきましては、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院への入所に係る経費を、その下、2項介護予防サービス等諸費6,698万4,000円につきましては、要支援1から2の軽度の認定者が利用する居宅介護予防サービスに係る経費をそれぞれ介護保険事業計画に基づき計上してございます。

一番下の3項高額介護サービス等費4,772万円につきましては、自己負担の合計額が一定の額を超えた場合に超えた分を払い戻す制度で、実績勘案し、前年度より94万1,000円の増額となっております。

394、395ページをお開き願います。

4項高額医療合算介護サービス等費633万3,000円につきましても、実績見込みにより、前年度比で14万8,000円の増額となっております。

その下、5項特定入所者介護サービス等費7,200万円につきましては、低所得の利用者に対する施設サービス利用等に係る保険給付対象外の食費、居住費に対して、施設の設定金額と所得段階ごとに設けられた負担限度額との差額を給付する制度で、実績見込みにより、前年度より447万8,000円の増額となっているところで。

6項その他諸費175万円は、国保連に委託しておりますレセプト審査、介護報酬支払い業務に係る手数料でございます。

396、397ページをお開き願います。

3款地域支援事業費、1項、1目介護予防・生活支援サービス事業費6,640万7,000円につきましては、要支援1、2及び事業対象者が利用する訪問介護、通所介護、介護予防ケアマネジメント等の費用でございます。

2目一般介護予防事業費1,200万円は、要介護状態の未然防止、健康寿命の延伸を目的として、栄養指導、運動指導等を行い、生活習慣病の予防対策を行おうとするものでございます。

2項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費3,395万7,000円の主なものは、地域包括支援センター運営委託料3,253万9,000円と生活支援体制整備事業経費53万4,000円と、次のページ、398、399ページでございますが、認知症施策推進事業経費88万4,000円でございます。

2目任意事業費2,000万9,000円につきましては、認知症高齢者見守り事業、非課税世帯への紙おむつを支給する家族介護支援事業、成年後見制度利用支援事業、在宅高齢者配食事業、シルバーハウジング事業等の費用のほかに、介護保険事業所が作成する居宅介護サービス計画の点検指導を行うためのケアプラン点検業務委託料を計上してございます。

401ページ以降の4款基金積立金、5

款諸支出金、6款予備費につきましては、前年度から大きな変更はございません。

歳出は以上でございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、370ページ、371ページにお戻りいただきたいと思っております。

2、歳入。

1款保険料、1項介護保険料3億8,887万7,000円につきましては、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画に基づいて、3年間の介護保険事業料を見込み、それに伴う第1号被保険者の保険料23%分として、普通徴収分、特別徴収分を計上してございます。

372、373ページをお開き願います。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金300万7,000円は、美幌地域3町介護認定審査会の経費を高齢者人口及び審査件数等により、津別町24.2%、大空町26.62%、美幌町49.18%に案分した額の津別町、大空町からの負担金でございます。

2目利用者負担金9万3,000円につきましては、新町・旭シルバーハウジングの入居者負担金でございます。

374、375ページをお開き願います。

3款国庫支出金、1項国庫負担金3億5,426万1,000円につきましては、居宅介護サービス費20%、施設介護サービス費15%の介護給付費に係る国庫負担分でございます。

その下、2項国庫補助金、1目調整交付金につきましては、高齢者の割合と所得水準の格差を調整するための交付金で、給付費総額の7.18%、1億4,038万7,000円を見込んでおります。

2目地域支援事業交付金2,434万7,000円につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に係る対象事業費の25%、包括的支援事業・任意事業に係る対

象事業費の38.5%がそれぞれ交付されるものでございます。

3目保険者機能強化推進交付金200万円、及び、その下、4目介護保険者努力支援交付金200万円につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止に対する取組の支援として、それぞれ平成30年度及び令和2年度に創設されました制度で、取組の評価指標により算出された点数により交付されるものでございます。

376、377ページをお開き願います。

4款、1項支払基金交付金5億4,090万2,000円につきましては、介護給付費と地域支援事業に係る支払基金が負担する27%分の交付金でございます。

378、379ページをお開き願います。

5款道支出金、1項道負担金2億8,119万4,000円につきましては、居宅介護サービス費12.5%、施設介護サービス費17.5%の北海道の負担分でございます。

2項道補助金、1項地域支援事業交付金1,217万3,000円につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に係る対象事業費の12.5%、包括的支援事業・任意事業に係る対象事業費の19.25%が交付されるものでございます。

380ページ、381ページをお開き願います。

6款財産収入3万6,000円は、介護保険基金の利子でございます。

382、383ページをお開き願います。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、2億4,440万6,000円につきましては、介護給付費に対する12.5%の町負担分でございます。

2目地域支援事業繰入金、1節介護予防日常生活支援総合事業繰入金979万9,000円は、介護予防事業経費に関わる繰入れ、2節包括的支援事業・任意事業繰入金

2,773万2,000円は、相談支援や認知症高齢者見守り、成年後見利用支援等の経費に係る繰入れでございます。

3目低所得者保険料軽減繰入金は、第1号被保険者の第1段階から第3段階の軽減分について、一般会計で収入される2分の1の国負担金と4分の1の北海道負担金に町負担分4分の1を加えた3,002万7,000円でございます。

4目その他一般会計繰入金4,716万6,000円につきましては、職員の人件費及び事務費に係る繰入金でございます。

2項基金繰入金2,979万9,000円につきましては、歳出の不足分を介護保険基金から繰入れするものでございます。

なお、令和4年度末基金残高は3,383万2,000円の見込みでございます。

384ページ以降につきましては、前年度と大きな変更はございません。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、14時25分といたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の184ページでございます。

議案第26号令和4年度美幌町公共下水道特別会計予算について御説明いたします。

別冊の予算書415ページをお開き願います。

令和4年度美幌町の公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳

出それぞれ10億5,165万7,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債につきましては、第2表、地方債で御説明申し上げます。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、6億円と定める。

418ページをお開き願います。

第2表、地方債。

初めに、公共下水道事業の限度額8,650万円で、この内訳は、工事監理や実施設計、価格調査などの業務委託4件と、終末処理場受変電設備更新工事が1件、下水道ストックマネジメント計画管渠更新が1件、公共汚水樹設置工事が1件の計7件の事業費から補助金を差し引いた額を公共下水道事業債で借入れするもので、起債充当率は100%であります。

業務委託の内容は後ほど事項別明細書で、工事関係の内容は工事関係参考資料で御説明申し上げます。

その下、下水道資本費平準化債の限度額1,430万円は、施設整備に投資した起債償還額を耐用年数に沿って平準化し、単年度の負担軽減を図る目的で借入れするものであります。

その下、公共下水道事業特別措置分の限度額1,750万円は、平成19年度に繰出し基準見直しで交付税措置される事業費補正が元利償還金の70%から60%に減額されたことに伴い、その差の分が特別措置分として起債発行が認められているものであります。

その下、公営企業会計適用債の限度額4,440万円は、地方公営企業法適用化業務委託のため借り入れるもので、起債充当率

は100%であります。

起債限度額の合計は1億6,270万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

436、437ページをお開き願います。

3、歳出について御説明いたします。

1款、1項、1目一般管理費1億752万5,000円は、職員2名分の人件費及び事務経費を計上しております。

中ほどの使用料収納事務委託料2,309万3,000円は、下水道使用料の賦課徴収業務を水道事業に委託しておりますので、その事務経費を水道事業会計に支払うものであります。

その下、負担金のうち、上から6行目、水道事業会計負担金303万5,000円は、下水道の排水設備の新設や改造の受付と検定を水道事業に委託していますので、その経費を水道事業会計に支払うものであります。

その下、公課費1,870万2,000円は、消費税及び地方消費税を計上しております。

その下、2、地方公営企業法適用化業務委託料4,444万9,000円は、公営企業会計移行を昨年度から2か年で業務委託しているもので、今年度は移行事務支援と会計システム等導入業務を行い、令和5年度から適用を開始できるよう進めるものであります。

次に、2目維持管理費3億1,592万7,000円は、処理場施設の維持管理と下水道管渠の維持管理費用を計上しております。

1、終末処理場維持管理事業の燃料費1,025万2,000円は、処理場ボイラー用A重油及び可搬式発電機用軽油で、単価増に伴い、昨年より431万1,000円の増となっております。

その下、光熱水費3,595万5,000円は、処理場と5か所のマンホールポンプ

場で使用する電気料と水道使用量であり、前年度の使用実績及び分電盤切替え工事に伴う使用料の増を見込み、昨年より125万1,000円の増となっております。

その下、修繕料3,955万6,000円は、処理場の機器類の修繕で、令和4年度は18の機器のオーバーホールなどを行うもので、昨年より188万1,000円の増となっております。

その二つ下、手数料1,609万5,000円は、産業廃棄物処理量、重金属等水質分析量など、下水処理後の脱水汚泥の処理費用を計上しております。

次に、438、439ページをお開き願います。

上から3行目、発電機格納庫設置業務委託料600万円は、現在分散して保管している災害用発電機5台分を処理場内に格納するための保管庫の設置委託料であります。

その三つ下、処理場維持管理業務委託料1億7,125万円は、処理場の維持管理業務の委託費用であり、令和4年度から令和6年度まで3か年の長期継続契約を予定しております。

その下、機械器具321万4,000円は、老朽化した維持管理用機器を更新するものであります。

その下、2、公共下水道管渠維持管理事業の修繕料2,245万7,000円は、道路上のマンホールの修繕や公共污水樹の取替え修繕及び切下げ、また、老朽化した薄いマンホール蓋の取替え修繕、污水管部分の修繕を行うための修繕料を計上しております。

本年は、一部大規模な污水管の修繕を予定しているため、昨年より761万3,000円の増となっております。

その四つ下、管渠清掃委託料650万円は、鳥里ほか3地区の污水管8,000メートルの清掃を予定しております。

次に、3目建設費1億8,740万5,0

00円は、下水道施設の設備及び管渠などの更新工事費で、前年に比較して1億1,005万8,000円の減であり、主に終末処理場電気設備更新に係る工事及び実施設計等によるものであります。

四つ下の業務等委託料4,040万円は、終末処理場受変電設備更新工事監理委託、下水道資材価格調査、終末処理場耐震診断業務委託は、管理本館と減菌棟の診断を行うものであります。

その四つ下の実施設計等委託料1,460万円は、令和5年度以降に予定している終末処理場中央監視設備更新の実施設計及び終末処理場汚泥処理施設更新のための基本設計を行うものであります。

その六つ下、工事請負費の公共汚水柵設置工事600万円は、10か所分の設置工事を見込んでおります。

その下、下水道ストックマネジメント計画管渠更新工事4,980万円及びその下の終末処理場受変電設備更新工事5,600万円は、後ほど予算工事関係参考資料で御説明申し上げます。

その下、終末処理場受変電設備更新附帯工事2,000万円は、本体工事において補助対象とならなかった気中開閉器の設置、中央監視機能の増設等に必要の整備を行うものであります。

次に、1ページ飛びまして、442、443ページは、公共下水道事業債の元金及び利子の償還金、次の444、445ページは、予備費を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げますので422、423ページをお開き願います。

2、歳入。

1款、1項、1目下水道受益者負担金等は、新たに下水道区域となった際に5年間の分割で納付していただくもので、新規分1件と現在納付中の6件、45万円を計上しております。

その下、2目一般会計負担金2,450万

4,000円は、し尿等を下水終末処理場で受け入れていることから、処理経費を一般会計に求めるものであります。

その下、3目個別排水処理特別会計負担金249万6,000円は、個別排水処理会計の事務を下水道事業で行っていることから、人件費の40%相当分の負担を求めるものであります。

次に、424、425ページをお開き願います。

2款、1項、1目下水道使用料3億9,442万1,000円は、現年度分3億9,232万4,000円と過年度分209万7,000円を見込んでおります。

次に、426、427ページをお開き願います。

3款、1項、1目公共下水道費国庫補助金8,320万円ではありますが、この内訳につきましては、工事監理や実施設計、価格調査、耐震診断などの業務委託に係る補助金が5業務、補助率50%で2,750万円、終末処理場受変電設備更新工事に係る補助金が1工事、補助率55%で3,080万円、下水道ストックマネジメント計画管渠更新工事に係る補助金が1工事、補助率50%で2,490万円、合わせて8,320万円を見込んでおります。

次に、428、429ページをお開き願います。

4款、1項、1目一般会計繰入金3億8,330万2,000円は、総務省通知の繰出し基準で定められている基準内繰入れ3億6,604万8,000円を含む一般会計からの繰入金であります。

次のページ、繰越金、その次のページ、諸収入の説明は省略させていただきまして、434、435ページの7款町債につきましても、第2表、地方債で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

続きまして、予算工事関係資料について御説明申し上げます。

別とじとなっております予算工事関係参

考資料の6ページをお開き願います。

公共下水道建設事業(管渠)、補助事業であります。

管渠の劣化診断により、改築が必要と判断された路線の管渠更新工事で、ストックマネジメント計画に基づき布設替えを実施するものでございます。

工事名は、下水道ストックマネジメント計画管渠更新工事、工事概要は管渠更新、延長289.3メートルであります。

図面番号、右下の①、②は、町道404号、日の出1丁目、栄通から北側、あけぼの通の1本目、田村様宅前から猪本製作所様までの東西の路線、①は延長57.87メートル、②は延長60.84メートルです。

図面番号③、④は、町道402号、日の出1丁目、栄通から北側、あけぼの通の2本目、円館様宅前から猪本製作所様までの東西の路線、③は延長56.92メートル、④は延長56.80メートルです。

図面番号⑤は、町道405号、日の出1丁目、栄通から北側、あけぼの通の4本目、吉野様宅前から大林様宅前までの東西の路線、延長56.87メートルです。

以上の計5路線の布設替え工事で工事費4,980万円を計上しており、社会資本整備総合交付金、補助率50%、補助残は公営企業債と過疎債で、充当率100%で整備を予定しております。

続きまして、参考資料の7ページをお開きください。

公共下水道建設事業(処理場)でございます。

昭和48年の下水道整備着手から49年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水終末処理場の施設更新事業を実施しているものであります。

一般平面図の右下側、太線で囲った斜線の箇所が建物本館内にあり、令和3年度から令和4年度までの2か年での受変電設備更新工事であり、令和3年度は機器の製

作、2年目に当たる本年度は、機器の搬入、据付け、撤去、試運転、調整等を予定しており、工事費5,600万円を計上しております。

この整備は、国庫補助金として、社会資本整備総合交付金、補助率は55%、補助残は公営企業債と過疎債で、充当率100%で整備を行う予定です。

公共下水道特別会計の説明は以上でございます。

続きまして、議案の185ページでございます。

議案第27号令和4年度美幌町個別排水処理特別会計予算について御説明申し上げます。

別冊の予算書455ページをお開き願います。

令和4年度美幌町の個別排水処理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,920万2,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債につきましては、第2表、地方債で御説明申し上げます。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、1,000万円と定める。

458ページをお開き願います。

第2表、地方債。

個別排水処理施設整備事業の限度額3,880万円であります。

今年度は、10戸の設置を予定しておりまして、下水道債と辺地債及び過疎債を併用いたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は

記載のとおりであります。

474、475ページをお開き願います。

3、歳出について御説明いたします。

1款、1項、1目一般管理費293万5,000円は、個別排水処理に関する事務経費を計上しております。

次に、2目維持管理費3,878万9,000円は、現在設置されている個別排水処理施設337基の維持管理に係る費用で、前年度に比較して87万3,000円の増は、令和3年度設置の浄化槽の維持管理が増えたことによるものであります。

修繕料640万4,000円は、浄化槽ポンプの空気調整弁交換、ろ材の入替え、フロアポンプなどの修繕を行う費用で、その下、手数料573万2,000円は、浄化槽法による水質検査手数料と汚泥処理手数料であります。

その下、施設保守点検委託料959万9,000円は、浄化槽法による年3回の保守点検委託料であります。

その下、清掃業務委託料1,701万4,000円は、浄化槽内の汚泥くみ取り洗浄を行うものでございます。

次に、3目建設費4,100万1,000円は、個別浄化槽設置工事費用で、本年度は、5人槽4戸、7人槽4戸、10人槽2戸の計10戸分を予定しております。

次に、476、477ページは、個別排水処理事業に係る元金及び利子の償還金、次の478、479ページは予備費を計上してございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、462、463ページをお開き願います。

2、歳入。

1款、1項、1目個別排水処理施設受益者分担金190万3,000円は、今年度予定しております10戸分の受益者分担金であります。

次に、464、465ページをお開き願

います。

2款、1項、1目個別排水処理施設使用料2,539万8,000円は、令和3年度までに設置しました戸数に令和4年度に予定している10戸分を含めた使用料であります。

次に、466、467ページをお開き願います。

3款、1項、1目一般会計繰入金5,291万8,000円は、総務省通知の繰出し基準で定められている基準内繰入れ2,552万6,000円を含む一般会計からの繰入金であります。

次のページ、繰越金、その次のページ、諸収入の説明は省略させていただきます。472、473ページの6款町債につきましても、第2表、地方債で御説明いたしましたので省略させていただきます。

個別排水処理特別会計の説明は以上でございます。

続きまして、議案の186ページでございます。

議案第28号令和4年度美幌町水道事業会計予算について御説明いたします。

別冊の予算書485ページをお開き願います。

第1条、令和4年度美幌町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量は、給水戸数を8,526戸、年間総給水量を190万7,000円立米、1日平均給水量を5,224立米とし、主要な建設事業をそれぞれ記載のとおり定めるもので、詳細は後ほど資本的収入及び支出で御説明申し上げます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益の総額を5億2,450万7,000円、水道事業費用の総額を4億6,848万8,000円と定めるものであります。

なお、収入及び支出の内容につきましては、予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、486、487ページをお開き願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入の総額を3億5,681万6,000円に、資本的支出の総額を6億1,260万1,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する2億5,578万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

なお、収入、支出の内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第5条の債務負担行為につきましては、日並浄水場ろ過設備更新工事、限度額を1億9,000万円とするものであります。

期間は、記載のとおりであります。

施設の老朽化が進んでいる機械設備の更新工事で、今年度と来年度の2か年で更新工事を実施しようとするものであります。

右のページ、第6条の企業債につきましては、水道施設整備事業、限度額4,750万円、その下、水道管路整備事業限度額8,060万円、その下、水道施設等耐震化事業浄水施設、限度額3,990万円、その下、水道施設等耐震化事業送水管、限度額6,930万円、その下、量水器収納筐設置事業、限度額1,930万円と定め、いずれも企業債の充当率が100%で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

事業の内容につきましては、後ほど資本的支出及び工事参考資料で御説明申し上げます。

第7条の一時借入金は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものであります。

第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費5,777万5,000円と定めるものであります。

第9条のたな卸資産購入限度額は、4,146万8,000円と定めるものであります。

次に、488、489ページをお開き願います。

収益的収入でございます。

1款、1項、1目給水収益4億2,209万円は、令和3年度の決算見込みを踏まえ、増額の計上となっております。

その下、4目その他営業収益の5節雑収益の中の下水道使用料賦課徴収受託料2,309万3,000円は、下水道使用料の賦課徴収業務費用を公共下水道特別会計から受けるもので、下水道使用料調定件数割合で求めた48.62%で算出したものであります。

2項営業外収益の中の2目長期前受金戻入6,907万2,000円は、固定資産の取得、改良に交付された補助金等を収益化した額を計上しております。

その下、3目、3節その他雑収益の中の下水道排水施設業務負担金303万5,000円は、下水道の排水設備の新設や改造の受付と検定に伴う経費を公共下水道特別会計から受けるもので、施設担当職員の人件費の25%と、排水台帳管理システム負担金で算出したものであります。

次に、490、491ページをお開き願います。

収益的支出でございます。

1款、1項、1目原水及び浄水費7,337万円は、水源地及び浄水場に係る維持管理経費を計上しております。

中段の16節委託料の日並浄水場運転管理等業務委託料4,455万円は、平成26年度から委託しております管理委託業務で、令和4年度から令和6年度まで3か年の長期継続契約を予定してございます。今年度、労務単価等の増により、前年度より増額となっております。

24節薬品費1,383万6,000円は、凝集剤のポリ塩化アルミニウムや次亜塩素酸ナトリウムなどの水処理薬品費用を計上しております。

次に、492、493ページをお開き願

います。

2目配水及び給水費8,034万6,000円は、職員2名の人件費と、田中配水池と7か所の加圧ポンプ所及び配水管路の維持管理経費を計上しております。

16節委託料の上から3行目、高区・豊幌配水池内調査清掃委託料126万5,000円は、水質の安定確保のため、点検清掃を行うものであります。

19節修繕料1,241万9,000円は、配水及び給水施設の修繕にかかる費用で、田中配水池電動弁、バルブコントローラー修繕などを見込んでおります。

25節材料費の量水器取替用材料費2,613万7,000円は、量水器取替え1,503戸分を計上しております。

次に、494、495ページをお開き願います。

3目業務費4,246万2,000円は、水道使用料の賦課徴収に関わる営業担当職員4名分と会計年度任用職員1名分の人件費、検針の経費、電算事務経費などを計上しております。前年度と特に大きな変更はございません。

次に、496、497ページをお開き願います。

4目総係費1,676万7,000円は、水道課長の人件費と建設部長の3か月分の人件費相当分を給与費負担金として計上してございます。

中ほど、5目減価償却費及び6目資産減耗費については、それぞれ所要額を計上しております。

次に、498、499ページをお開き願います。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費については、企業債償還利息1,766万5,000円を含む利息額を計上しております。

2目消費税、支払消費税1,000万円、3目雑支出、過年度還付金として20万円、3項予備費として5万円を計上してお

ります。

次に、500、501ページをお開き願います。

資本的収入でございます。

1款、1項、1目企業債2億5,660万円は、第6条、企業債で御説明させていただきました。工事内容につきましては、後ほど工事参考資料で説明させていただきます。

その下、2項、1目国庫補助金6,391万6,000円は、日並浄水場耐震補強工事、補助率4分の1と、日並浄水場から田中配水池までの基幹管路送水管更新工事、補助率3分の1、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用して実施しようとするものであります。

その下、3項1目出資金、一般会計出資金3,630万円は、日並浄水場耐震補強工事と日並浄水場から田中配水池までの基幹管路更新工事について、補助金などを差し引いた残りの額を総務省通知の繰出し基準に基づき一般会計から受けるものであります。

次に、502、503ページをお開き願います。

資本的支出であります。

1款、1項、1目浄水配水設備費3億4,731万1,000円は、施設担当職員1名分の人件費を含む水道管路整備及び水道施設整備に係る経費を計上しているものであります。

このページの中ほど、38節工事請負費3億3,060万円につきましては、後ほど工事関係参考資料で御説明申し上げます。

その下、2目業務設備費のうち、1節量水器費等462万2,000円は、新規申込みに係る量水器等の設置費用、2節量水器筐取替費1,937万4,000円は、8年に一度の水道メーター交換に係る177戸分の設置委託と量水器収納筐代を計上しております。

その下、3目資産購入費、5節の工具器

具及び備品95万2,000円は、老朽化による水道メーター、ハンディーターミナル1台及び金属探知機1台の更新費用を計上し、7節のリース資産99万6,000円は、債務負担行為で購入している管路管理システムと長期継続契約で購入している土木積算システムを計上しております。

その下、2項、1目企業債償還金2億3,934万6,000円は、財務省公営企業金融機構、市中銀行から借り入れた企業債の償還元金であります。

続きまして、工事関係予算参考資料について御説明申し上げますので、別とじとなっております図面等の参考資料の8ページをお開きください。

水道施設整備事業（日並浄水場）でございます。

水道施設の故障は、水処理及び給水継続に多大な影響を与えるため、定期点検や維持管理で施設機能の延命を図りながら、耐用年数を考慮し、計画的に施設更新を進めるものでございます。また、地震等の災害が発生した場合でも、住民生活に必要な水を安定的に供給するため、水道施設の耐震化事業を実施するものでございます。

図面番号①、左側太線で囲った網かけ箇所、日並浄水場の薬品沈殿池耐震補強工事、工事費は6,400万円を予定しております。

工事概要は、薬品沈殿池内、池そのものの耐震補強を予定しており、壁面と床面にコンクリートを増し厚し、耐震補強を行うものであります。

沈殿池は3池あり、浄水の水処理に影響が出ないよう3か年計画で完了する予定をしており、今年度は2年目となります。

この整備は、国の生活基盤施設耐震化等交付金で行うもので、補助率は4分の1、残りは企業債、出資債、一般財源でございます。

図面番号②、中段、同じく太線で囲った網かけ箇所、日並浄水場の急速ろ過池機械

設備の更新で、工事概要は、昭和48年に設置した機械設備の更新工事であり、ハーデンジ、ろ過砂を洗浄する装置一式を更新するものであります。

工事につきましては、第5条、債務負担行為で御説明いたしましたとおり、今年度と来年度の2か年で更新工事を行い、工事費は1億9,000万円、財源内訳は企業債、充当率は100%でございます。

工事概要ですが、1年目に当たる今年度は資材の製作のみを行い、2年目は資材の搬入、据付け、撤去、試運転、調整等を予定しております。

ろ過池は4池あり、令和2年度から実施している継続事業で、3池目の更新となります。

続きまして、参考資料の9ページをお開きください。

水道施設整備事業（ポンプ所・流量計室）でございます。

図面番号①日並浄水場、②田中加圧ポンプ所、③高区第一・第二加圧ポンプ所は遠隔監視用通信装置を更新する工事、ポンプ所、流量計の運転状況を監視するものであり、工事費2,160万円を予定しております。

図面番号④日並簡易加圧ポンプ所は、計装設備を更新する工事、平成5年に設置したインバーター、排水ポンプを老朽化に伴い更新するものであり、工事費1,920万円を予定しております。

図面番号⑤稲美流量計室は、流量計、計装設備を更新する工事、平成14年に設置した配水流量計を老朽化に伴い更新するものであり、工事費670万円を予定しております。

財源内訳はいずれも企業債、充当率100%でございます。

続きまして、参考資料の10ページをお開きください。

水道管路整備事業でございます。

老朽化している水道管路について、計画

的な布設替えを実施するとともに、管路の新設により水道管網を整備し、安定的な給水の継続を図るものでございます。

図面番号①右上の町道36号、555号、田中河田様宅から松村様宅までの送水管布設替え工事で、継続事業3年目でございます。

管種はダクタイル鋳鉄管、管径300ミリメートル、延長1,250メートルの布設替えを行い、耐震化を図るもので、工事費1億3,850万円を予定しております。

この整備は、国の生活基盤施設耐震化等交付金で行うもので、補助率は3分の1、残りは企業債、出資債、一般財源でございます。

図面番号②、町道532号、報徳陽光台団地内岡本様宅から宍戸様宅までの南北の路線で、道路整備工事に合わせて配水管布設替え工事を行うものでございます。

管種はダクタイル鋳鉄管、管径75ミリメートル、延長265メートルを布設替えするもので、工事費1,500万円を予定しております。

図面番号③、町道8号、東町1丁目、東雲通、南北の路線で、東町歯科様から川原様宅までの道路整備工事に合わせて配水管布設替え工事を行うものでございます。

管径はダクタイル鋳鉄管、管径100ミリメートル、延長60メートルを布設替えするもので、工事費570万円を予定しております。

図面番号④、町道107号、東2北2、役場庁舎北面に位置する東西の路線で、ヘアサロンあんねん様からこうりん様までの老朽化に伴う布設替え工事を行うものでございます。

管種はダクタイル鋳鉄管、管径100ミリメートル、延長170メートルを布設替えするもので、工事費1,370万円を予定しております。

図面番号⑤、町道9号、三橋南、幸通りの南北の路線で、稲美郵便局様前からスタ

ンド昭和シェル様までの老朽化に伴う布設替え工事を行うものでございます。

管種はダクタイル鋳鉄管、管径100ミリメートル、延長290メートルを布設替えするもので、工事費2,600万円を予定しております。

図面番号⑥、町道351号、青山南、あおやま南公園から南に位置する東西の路線で、大島様宅から今井様までの老朽化に伴う布設替え工事を行うものでございます。

管種はダクタイル鋳鉄管、管径75ミリメートル、延長50メートルを布設替えするもので、工事費720万円を予定しております。

図面番号⑦、町道417号、稲美緑の苑様から美幌中学校に向かう東西の路線で、管網整備のための新設工事を行うものでございます。

管種はポリエチレン管、管径50ミリメートル、延長140メートルの排水管を新設するもので、工事費1,300万円を予定しております。

配水管の財源内訳は企業債、充当率100%であります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案書は187ページでございます。

議案第29号令和4年度美幌町病院事業会計予算について御説明を申し上げます。

別冊予算書の517ページをお開き願います。

第1条、総則。

令和4年度美幌町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量は、年間患者数の入院を2万6,645人、外来を7万227人、1日平均患者数は、入院を73人、外来を289人とし、主要な建設改良事業の1階冷房機増設工事を1,065万4,000円、診療用医療備品購入を3,142万

7,000円とするものであります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、病院事業収入の総額を21億3,711万円、病院事業費用の総額を22億1,348万6,000円と定めるものであります。

なお、収入及び支出の内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

次に、518、519ページをお開き願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入の総額を1億5,664万1,000円に、資本的支出の総額を2億2,877万円とし、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額7,212万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

資本的収入及び支出の内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第5条の企業債につきましては、起債の目的を医療機器更新等事業とし、起債の限度額を3,140万円と定め、起債の方法、利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおり定めるものであります。

この起債につきましては、病院事業債は元利償還額の25%、過疎債につきましては元利償還額の70%が交付税措置されるものであります。

第6条の一時借入金は、一時借入金の限度額を4億円と定めるものであります。

第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を12億486万円、交際費を30万円と定めるものであります。

第8条の他会計からの補助金は、一般会計からの補助金につきましては、それぞれ公営企業会計に対するルール分としての繰入れを、国保会計の直診施設健康事業補助金は、病院が実施する健康事業に対する補助金として計上するものであります。

第9条のたな卸資産購入限度額は2億2,480万円と定めるものであります。

第10条の重要な資産の取得は、予定価格が700万円を超える医療機器の購入として、自動血球計算装置一式を定めるものであります。

次に、520、521ページをお開き願います。

収益的収入及び支出でございます。

医業収益では、入院及び外来収益は、常勤医師9名とする体制の下、令和3年度の診療実績を踏まえ、見込んだ収益を計上しており、年間患者数及び1日1人当たりの収益額の見込額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

その他医業収益のうち、公衆衛生活動収益、予防接種料は、小児の予防接種やインフルエンザワクチン等の接種料に加え、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種料として4,956回分の接種料を計上するものであります。

下から2項目めの一般会計負担金は、公営企業会計に対するルール分の繰入れとして、救急医療の確保に要する経費は交付税措置額相当分を、小児救急に要する経費につきましては特別交付税の基準額から算出した額を、医師確保に要する経費につきましては医師の募集にかかる費用等、医師確保に要する経費分を計上するものであります。

その他の収益につきましては、それぞれ記載のとおり、令和3年度の実績を踏まえた所要額を計上するものでございます。

次に、522、523ページをお開き願います。

医業外収益であります。

2目他会計補助金の一般会計補助金は、国が定める公営企業会計に対するルール分の繰入れとして、それぞれ項目に相当する額を計上し、国保会計補助金は、病院が実施する健康事業に対する補助金を計上するものであります。

3目道補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業補助金は、個別接種を促進するための支援金として、1日50回以上接種した場合、1日当たり10万円の給付金と、通常診療とは別に接種のための体制を確保した場合の給付金として、医師及び看護師等の勤務時間数に給付単価を乗じた額を合算したものを計上するものであります。

4目他会計負担金の一般会計負担金は、補助金と同様に、国が定める公営企業会計に対するルール分の繰入れとして、それぞれ基準額に基づき計上しておりますが、不採算地区病院の運営に要する経費につきましては、昨年度当初と比較して2,709万1,000円増の1億5,512万3,000円を計上するものでございます。

その下、医療提供体制等構築に要する経費344万4,000円は、新型コロナ対応地方創生臨時交付金の対象事業として、院内感染対策用消耗品等の購入費用への充当分として計上するものでございます。

その他の収益は、令和3年度の実績見込みを踏まえ、それぞれ計上を行うものになります。

次に、524、525ページをお開き願います。

医業費用でございます。

1目給与費の給料につきましては、常勤医師9名分と、看護師、医療技術職、事務職を合わせた正職員96名分と、フルタイムの会計年度任用職員33名分を計上し、手当等につきましては、パートタイムの会計年度任用職員の期末手当を含めて、それぞれ記載の人数分を計上するものであります。

賞与引当金繰入額につきましては、翌年度の6月手当支給に係る引当金相当額を計上するものであります。

報酬の臨時医師報酬は、眼科、泌尿器科、内科、小児科、麻酔科の非常勤医師及び週末の日当直を担当する非常勤医師の報

酬を計上し、パートの会計年度任用職員16名分の報酬を計上するものであります。

次に、526、527ページをお開き願います。

2目の材料費のうち、上段から薬品費、診療材料費、一つ飛んで医療消耗備品費は、令和3年度の実績等に基づく所要額を計上し、上から3段目の給食材料費につきましては、入院患者に地元の食材もしくは特産品を使用した入院食を楽しんでいただくよう年4回分、4食分の材料費として10万円を計上するものであります。

3目経費のうち、旅費交通費の普通旅費には、非常勤医師の出張旅費の費用弁償として1,853万7,000円を計上し、その下、職員被服費から一番下の印刷製本費まで各項目ともそれぞれ所要額を計上するものでありますが、下から6段目の消耗品費の診療用消耗品類等には、新型コロナの院内感染防止のための消耗品として、防護服、フェイスシールド、アルコール消毒用品などの購入費344万4,000円を含め計上しているものであります。

次に、528、529ページをお開き願います。

529ページの一番上、修繕費につきましては、診療用機器の部品交換費用や施設器具等の小破修繕等を計上しているものであります。

その下、保険料から諸会費までそれぞれ所要額を計上しておりますが、上から4項目めの委託料のうち、一番下の国保病院長寿命化計画策定業務委託料は、改築後21年を経過し、老朽化が進んでいる施設や設備の老朽化状況を調査し、各施設の改修、長寿命化、修繕に係る方針を決定し、更新費用や維持管理費用のトータルコストの縮減と今後の財政負担の平準化を図るための中長期的な更新計画を策定するための経費を計上し、国保病院設備改修実施設計業務委託料は、冷暖房、照明、換気等の省エネ設備導入の比較検討と改修のための実施設

計を委託し、国の補助制度等を活用した改修に向け検討を進めるものでございます。

その下、手数料の一番上、医師・薬剤師紹介手数料につきましては、医療人材確保のため、常勤医師3名、非常勤医師4名、薬剤師1名、看護師4名分の人材紹介手数料を計上するものであります。

次に、530、531ページをお開き願います。

一番上の貸倒引当金繰入額から交際費までと、4目の減価償却費及び5目資産減耗費の各節につきましては、それぞれ所要額を計上するものであります。

6目研究研修費の謝金につきましては、外部医師による手術介助謝礼、研修会の講師謝礼、外部医師との情報交換謝礼等を計上するものであります。

図書費につきましては、医師、看護師等の参考資料及び診療報酬改定等の参考図書の購入費を計上してございます。

旅費及び研究雑費につきましては、医師の学会参加や看護師及び医療技術職員の研修会参加のための旅費及び参加負担金などを計上するものであります。

次に、532、533ページをお開き願います。

医業外費用でございます。

1目支払利息及び企業債取扱諸費の企業債償還利息から3目消費税までにつきましては、それぞれ記載のとおり所要額について計上するものでございます。

次に、534、535ページをお開き願います。

資本的収入でございます。

1項出資金の一般会計出資金は、公営企業会計に対するルール分の繰入れとして、企業債の元金償還充当分について計上し、2目企業債は、予算第5条で説明の医療機器更新等事業の財源充当のため、企業債の借入れを予定するものでございます。

3目一般会計負担金の医療提供体制等構築に要する経費は、新型コロナウイルス感

染症対応地方創生臨時交付金の対象事業として、1階冷房機器増設工事に要する経費として一般会計から繰入れを行うものであります。

次に、536、537ページをお開き願います。

資本的支出でございます。

1項建設改良費の1目工事請負費の1階冷房機増設工事は、1階診察室及び受付前の外来待合ホールに冷房機が未設置であることから、外来患者の夏場の受診環境改善と換気対策として冷房機を増設する工事費用を計上するものであります。

2目有形固定資産購入費の診療用医療備品等は、医療機器更新等事業として予算第10条に定める自動血球計算装置のほか、電動低床ベッド、全自動血球計算免疫反応測定装置、血液ガス分析装置、全自動血液凝固測定装置、心電計など、耐用年数を経過した医療機器更新等の費用を計上するものであります。

企業債償還金は、企業債の元金償還金を計上するものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

◎延会の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（大原 昇君） 本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時25分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員